

明治廿七年二月廿六日 第百六十四號 郵便特認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 4. APRIL 1908.

VOL. XXI.

監獄協會雜誌

明治廿七年五月創刊

明治四十一年

四月二十日發行

第貳拾壹卷

第四號

監獄協會發行

每月一回二十日發行

第貳拾壹卷第四號目次

○論 說……………(一頁)

- 監獄法改正所感……………古野嵩央
- 監獄法の公布に就て……………佐藤元次郎
- 監獄法の公布に就て……………川口雄朗
- 新監獄法に就て……………綾部敏磨
- 新監獄法に就て……………南海散士
- 監獄法に對する所感……………浦和監獄文武講習會
- 監獄法に就ての意見……………關西監獄講習會
- 改正監獄法に對する吾人の希望……………松山邦助
- 監獄法を讀む……………藤居大威
- 監獄法に對する所感……………神谷龍海
- 監獄法を讀む……………河村鑄太郎
- 監獄法に就て……………渡邊新平
- 改正監獄法に對する希望……………眞田知圓
- 新監獄法の懲罰及び取締處分に就て……………中村久馨
- 新監獄法を歡迎す……………磐井宗成
- 受刑者に對する接見及信書の制限に付て……………田中肅郎
- 監獄法に就て……………熊谷熊次郎
- 施行法に付て一二の希望……………中村猪之介
- 新監獄法……………山崎抑藏
- 監獄法施行細則制定に際し希望する所あり……………佐瀬三郎
- 假出獄又假出獄取消に關する希望……………齋藤岩藏

- 監獄法施行法細則に於て運動を要する懲役囚の運動時間を作業時間中に算入せられんことを望む……………河合久
- 作業賞與金の率に就て……………井口兵之助
- 囚人の服色に就て……………早崎春香
- 囚人の服色改正に就て……………井野暢光

○寄 書……………(七〇頁)

- 監獄新築に就て……………公木生
- 監獄衛生に就て……………山東雄之助
- 前橋監獄の種痘成績……………渡邊義介
- 種痘に就て……………高島成次郎

○雜 錄……………(七五頁)

- 囚徒の服色に就て……………石澤謹吾
- 歐米感化事業の大要……………
- 攜帶乳兒哺育所設置……………
- 再犯と改悛の割……………
- 監獄施行規則の發表……………
- 新監獄法と臺灣の獄制……………
- 典獄會議の開催期……………
- 小河事務官清國に招聘せらる……………
- 監獄協會記事……………(八七頁)

監獄協會雜誌第貳拾壹卷第四號

論 說

監獄法改正所感

前 橋 古 野 嵩 央

時勢の變遷及趨向は茲に法律の改正を止むなくせしめたり而して己に刑法の改正となり又之に伴ふ監獄法の改正を見るに至る今新舊兩法を對照するに審査委員閣下及び諸君の慎重にして細密なる調査は能く其範圍と活用の靈妙を得運轉の自在なる當局者の歡迎すべき處にして行刑上實に適ひ而して學理を加味しあるは國家の爲め大に賀すべく其効果の顯著なるべきは吾人の期待する所なり今改良の顯著なりと信ずる一二を舉ぐれば

(一)第十三條の規定の如き傳染病豫防法に依り豫防を要する傳染病者は收監せざる事を得るが如き主觀的客觀的に最も便利にして得策たるは多言を要せざる處なり

(二)第二十條司獄官吏の携帶せる劍又は銃の使用し得るの規定の如き能く戒護者は安じて臨機の處置を取るを得べし元より此規定を利用するには尤も慎重を要し且つ最終の事に屬すと雖ども恩威並行行刑の上に於て其効果著しきものあるを信ず

(三)第二十八條在監者就業に依り創傷を受け又は疾病に罹り爲めに死亡し又は業務を營み難きに至りたる時は情狀に依り手當金を給し得るが如き行刑の目的を明かにし安じて作業に従事せしめ引

て國家經濟上に及ぼす處鮮少に非るを信ず

(四) 第四十二條病者醫師を指定し自費を以て治療を補助せしめん事を請ふ時は情狀に依り之を許す事を得るが如き仁慈に富む方法にして行刑上最も新進的なりと信ず獨り自費を提舉し得る者に限らず常事者に於て必要なりと認むる時は監獄醫の威信を傷害せざる限りは情狀に依り同様補助せしむるを得とせば一層本項の主意を貫徹せしむるに庶幾からんか

(五) 第四十三條精神病傳染病其他の病者にして適當の治療を施す事能はずと認むる者は假りに病院に移送する事を得るが如きは人に吾人の意を得たるものにして殊に精神病者にありては當局者取扱上殆んど困難を感ずるは事實にして之を實施する事を得るに至らば當局者の喜ぶ所なるのみならず病者に於ても専門家の治療を受けるに於て多大の効果をを得るや必せり

(六) 第六十條懲罰の多種類となりたる事、從來の如く懲罰種類の寡き時は犯則の實質と之れに適當なる懲罰を選ぶに苦む事あり従て往々不釣合の處罰なきを保せず今かく多種類の規定を設けられたるは其効果の見るべきあるは勿論なり而して刑事被告人に對しても相當懲罰を設け得べきは當然なるも之等の者及び未成年者に對し減食の罰則を適用せざるは最も吾人の意を強うするものなり吾人は寧ろ尙一步を進め在監者一般に對し減食に代ふるに他の適當なる罰則を設けられん事を希望するものなり余は後に述べんとする未成年者の食糧と同一關係に屬するを疑はざるものなり

(七) 附則第二項但書に懲治人に關する規定は當分の内仍ほ其效力を有すとあり又刑法施行法中懲治場留置の執行は刑施行後と雖も從前の例に従ふ但し司法大臣は何時にても其留置を解き又は感化院に入院せしむる事を得云々とあり

惟ふに我國の感化院の設備未だ微々として振はず之等不幸の兒童を收容するに乏しく刑法及監獄法の進運と伴はざるが爲め蓋し止むを得ざるに出てしものならんか不幸にして愚見の如しとせば

假令當分なる文字あるとするも尙遺憾なしとせず兩法の改正は以て洋外に誇るに足るも數百の官公私立の感化院を有する各國に對し心甚だ平かなるを得ず感化法は己に明治三十三年三月三十七號を以て發布せられたり事地方官の責任に係るべしと雖ども已に茲に七星霜雨來政々として其設備に努めたらんには現在の懲治人を收容する蓋し難事にも非りしならん然るに事茲に出てず兩法中例外を設けたるは吾人の最も遺憾とする處なり

(八) 未成年者の食糧
何人を問はず食糧を限定せらるゝは感情上不快を感ずるものにして殊に幼年兒童の如きは發育上は勿論精神上に及ぼす處決して少しとせず或は猜疑心となり又は種々の境遇は胃囊の要求上遂に買食をなし又は飭食を專にす甚しきに至りては一箇の結飯を得んが爲め一日數回の放火を爲したる者あるは吾人の屢々目撃したる所以なり兒童の放火及び其他の犯罪の歸因する處多くは皆食物動機を與ふるものなり而して此徒は皆營養不良にして頭腦愚鈍なる者多く之を教養するも何等の効力なし須らく滿腹主義を取り體育發達の圓滿を計り引いて精神の快活を惹起せしめ而後徐ろに之を試み其所信を確めたる事あり又嘗て之を川越分監に注意したる事ありしが同分監は今尙之を繼續しつゝあるを信ず因て施行細則施行せらるゝに至らば如此方法を設けられん事を望む此事たる些細に屬するが如くにして其實吾人の事業上多大なる根帶を有する事を信じて疑はず如上愚見を吐露し一面良法の施行に謳歌し尙ほ切望する處めらんとす

監獄法は第二十四帝國議會の協賛を経て明治四十一年三月二十七日法律第二十八號を以て公布せられたり由て之を一讀するに都て十三章七十五條より成立し第一章總則自一條至十條第二章收監自十一條至十四條第三章拘禁自十五條至十八條第四章戒護自十九條至二十三條第五章作業自二十四條至二十八條第六章教誨及び教育自二十九條至三十二條第八章衛生及醫療自三十三條至三十九條第九章接見及び信書自四十條至四十五條第十章領置自四十六條至五十一條第十一章賞罰自五十二條至五十八條第十二章釋放自五十九條至六十三條第十三章死亡自六十四條至六十七條及附則とす之を現行監獄則に比すれば大に何の面目を改めたるを認む然れとも各條項中多少意見なきにあらざれば聊か意見を開陳して當局者の一覽に供せんと欲す若し夫れ近き將來に於て本法施行細則審査の資料たるを得は何の幸か之に加へん

第一 各種異なるたる受刑者を同一監獄に拘禁するは假令分界を定めて嚴密なる注意を拂ふと雖も有らゆる場合に於て分界の効を失することあり故に禁錮囚若くは拘留囚の如きは懲役監と全然異りたる特別監に收容することとせば則ち確實に刑罰の執行を爲すを得べく(本法第一條)

第二 懲役の刑に處せられたる十八歳未満の者は之を十八歳未満及び十六歳未満の二階級に區別し各特設の監獄に分類收容するの必要を認む何んとなれば實驗する所に據れば滿十八歳は行年二十歳にして人事の知能發育等殆んど成立して所謂血氣將に剛壯なるの年齒なれば現に我監獄拘禁中にも強姦若くは強盜詐欺等其行爲丁年者も三舍を避くる底の者も往々有之是等の輩を草の嫩芽に等しき幼年者たる者と同一監獄に收容するは頗る危険なるべければなり(監獄法第二條)

第三 勞役場を監獄に附設せられたるは何の故なる歟吾輩は刑法案か前期第二十三議會に提出せられたる當時に於て已に勞役場に罰金不納者を收容するの無理たるを詳論して聊か立法府の注意を

喚起せしも遂に採用せられざりしは甚だ遺憾とする所なりき而かも事茲に至れば如何ともなし難しせめては之を監獄以外に設置して財産刑の目的を達せしめられんことを期待せしも是亦吾人の希望は水泡に歸して殆んど懲役刑と同一なる處遇の下に之を監獄に留置することに規定せられしは返す々々も遺憾の極なれとも事茲に至りては我復た何をか云はんや(監獄法第十八條)

第四 現行法に於ける工錢給與の方法を改正して在監者の作業に就く者には其行狀成績等を斟酌し其給與の額は如何なる標準に依るを可とするや聞く所に據れば賞與金の計算高は在監者の種類に由り幾錢以下幾錢以上とせらるゝ由なれども實際上困難の事情あるべければ吾人の希望する所は刑事被告人に付ては就業一日に對し收得賃金の十分六乃至九拘留囚禁錮囚に就ては十分五乃至七役日に就業したる者には如上の制限に拘はらず一日工錢高の八歩の増計を爲すことを得と規定せられんこと望むものなり(監獄法第二十條)

第五 受刑者に着用せしむる衣類臥具の色合は現在の赫色にて刑段之を改むるの必要なかるべく又刑事被告人に貸與する者も淺葱色にて可ならん、只病者に對して衣類臥具共に白布とし枕は男、りにて差支なき者と認む(監獄法第三十條)

第六 刑期三年以上の受刑者に給與する賞與金は都て之を郵便貯金又は其他利殖の方法を計り受刑者殊に未丁年者の如き放逸濫費の習慣を矯め勤勉貯蓄の美風に馴致せしむる用意は最も必要なべきを以て此意義に於て領置の方法を規定するの必要を認む(監獄法第五條)

第七 現行監獄則施行細則五十八條に領置工錢を以て食物購求に關する規定あるも前叙の如く放逸

監費の習慣を繕め勤勉貯蓄の美風に馴致せしむるには病氣の爲め滋養食物を購求するは格別なるも領置の賞與金を以て作業勉勵行狀方正なる者に副食物の購求を許すの制は施行規則より之を取除けられんことを望む(監獄法第五十二條)

第八 假出獄を許されたる者の帝國外に旅行を爲すを許すことを得と定められしは大に吾人の意を得たるものにして之に由て前途幾多の假出獄者が生計上其他の便利を得べきは勿論なるべければ其の之を願ふ者あるときは帝國の體面に關せざる限りは可及的煩瑣なる方法を遂げ簡易の手續を以て之を許可することに規定せられんことを望む(監獄法第六十條第二項)

尙ほ終に臨み一言せんと欲するものあり何ぞや曰く近時監獄の衛生、醫療は年と共に進歩改良し隨て病者死亡者の員數も著しく減少し佳良の成績を呈せしは統計表の示す所にして爲斯道慶賀の至りなり然れども吾人の希望は監獄法の施行と同時に本省監獄局に醫務課若くは衛生課なるものを設置し醫術専門の技師、技手を以て組織し専ら監獄衛生の事項を管掌せしめられむこと即ち是なり刑事統計の示す所に據れば全國の在監人員は五萬人以上に及へり苟も五萬以上の人類を管束する中央監督主務省に醫術の専門家なきは蓋し昭代の欠點にはあらざる歟監獄法の規定に由て之を觀るに衛生及び醫療に就ては特に重きを置かれたるものゝ如く是より益々其の改善を計り衛生事項の發展を期するには早見の如く之れが主務課の設置は最も必須たるべきを信ず斯くて帝國行刑制度の上に一大光彩を放ち錦上添花を添ふるの概あるに至らしめられんことを切望す監獄法の公布に付聊か所感を陳て蛇足を加ふと云爾

監獄法の公布に就て

盛岡 川口 雄朗

早晚施行せらるへき新刑法の實質に付き、自然行刑機關の運用を改むるの必要に迫り、客歲以來當局

は委員を撰ひて監獄法案を起草し帝國議會に提出せられたるに、一の修正削除なく輒にして兩院を通過し其公布を見るに至りたるは司獄界の壯事にして亦た委員諸彦の勞多とすへき事に屬す、而して其内容を閱するに、施行法即ち細則の發布を見たる後にあらされは未だ以て十分なる適否を究め難しと雖も、然れども、現行監獄則に比し頗る改良し一大面目を革めたるものあるを疑はす、而して其重要な要點に就き概要を摘載すれば、死刑の宣告を受けたる者を拘禁すべき場所を明示し、警察官署に附屬する留置場をして監獄に代用すへき明文を掲げ、傳染病者の入監を拒みて以て監獄内に於ける病毒療し得るの特例を設けて監獄衛生の安全を期待し、銃劔の使用、及在監者逃走の場合に於ける監獄官吏の責任能力の範圍を明かにし、作業收入の全部を國庫に移して以て賞與金の制度を採用し、仍ほ創傷死亡者等に手當金を給する制を設けて、一層作業の獎勵を圖り、接見及信書發受の範圍を縮少しては刑事被告人等に之を科するの道を開らきて一層監内の安寧秩序を保全し、假出獄者の遵守規定を設けて而して當事者と出獄者との間に於ける保護の關係を深からしめ、滿期放免の時間を延長して監獄の作業收入の増加を圖り、旅費又は衣類の給與等恩惠的法條を加へて再犯防遏の手段を講じ、死體解剖の規定を設けて學術研究の一端に供する等、獨り在監者處遇の點に改良を加へて、罪犯豫防の目的を達せんと欲するのみならず、作業の獎勵等に依て國庫の收入を増加し、仍ほ學術研究等に便宜を與へて、社會一般を益せんとするの狀、明かにして、愈實施の曉に至らは刑法と相俟て其其効果、至大なるべきを信して疑はざる處なりとす

監獄法に於て監獄を四種別とし而して其懲役監、禁錮監、拘留場及び拘留監の同一區劃内に在るものは之を分界すとし現行監獄則に於ける集治監、假留監の特設監獄と這般廢止に屬する懲治場とを除き地方監獄、拘留監、留置場の三種別に比し更に種類の増加を見るのみならず地方監獄に於て禁錮、拘留に處せられたる者の拘禁を廢止するに至りたるは行刑上其の當を得るものなりと雖も唯今日の構造に在ては茲に姑らく二三の新築監獄と特設監獄とを措き他の多數の監獄に於ては之か種別分界に頗る苦しむ所あるべく否な甚だ難し殊に女監に至ては最も困難なり現んや十八歳未満の者の分界を要するものあるをや又現んや勞役場の附設あるに於てをや不知立法者は果して此種別に伴ふ必然の結果たる新築若くは改築を豫期するものありや他日之が費用を要求するに方り議會に於て若し其の支出に躊躇するが如き無責任的舉措なきことを今日より要望せざるを得ざるなり

本法命令の指定に讓るもの曰く參觀の許可^{第五條}曰く處置不服訴訟^{第七條}曰く戒具の種類^{第九條}曰く作業賞與金給與方法^{第二十條}曰く看護書籍の制限^{第三十條}曰く自辨衣類、臥具の制限^{第三十條}曰く接見及び信書に關する制限^{第五十條}曰く差入の許可^{第五十條}曰く賞遇の種類及び方法^{第五十條}是なり而して以上の規定は固より一律を要し亦敢て一律に困難を見るものなし尙其の他の細目に在ても中央機關に於て屢次實務當局者の意見を徵せしものあり又更に交々實地を視察し幾多の經驗を積み研究を重ね取捨選擇せず其の宜しきを得曾て遺算なきものあるべしと雖も然れとも各監獄收容人員の多寡不同監房、工場構造の大小廣狹或は土地の狀況に従ひ作業の振否業種の多少等ありて區々一定ならざるもの多々尠からざらん加之理想、觀念なるものは同人の間甲乙自ら投合するものあらんも理想、觀念を遂行せんとする方法、手段に至ては往々不一致を免かれざるものあり而も甲の採る所果して是歟乙の採る所果して非歟決して速斷すべ

からず蓋し先輩曾て小田原分監の處遇方法と川越分監の處遇方法とを東西伯仲たりとし漫に之が可否の判別を付せざりし所以なり故に望むらくは施行規則に於て法規として其の勵行を期せしむるの必要あると同時に諸多の場合實行上困難を訴ふる恐れあるものゝ如きは成るべく或る範圍に於て適當の餘地を存し以て吾人實務に當る者をして支障と遺憾となからしめられんことを聊か希望を述べ

新監獄法に就て

高 知 南 海 散 士

久しく改正の噂ありし監獄法は客月法律第二十八號を以て公布せらる吾人受けて之を一讀するに條章番に遜色なきのみにあらず反て優るものあるを認めり吾人は先づ茲に法典調査會を始め立法事業に參與せし諸氏に對し謹んで感謝の辭を呈せん殊に現行監獄則は勅令を以て公布せられしに拘はらず監獄法は法律の形式を以て發布せられたるは監獄法規に幾分の重きを加へたるの感なくんばあらず固より法律たる勅令たるとは形式上の差異に過ぎずして國民遵奉の効力に於て輕重あるにあらずと雖も之を從來兩者の區別に就て見れば事一般に係り且重要な性質を有する事項は兩院の協賛を経て法律の形式に於て公布せらるゝものゝ如し故に吾人が茲に此言ある所以なり

抑監獄法は之を現行監獄則に對比すれば刑法改正の結果に伴ふ改廢ありと雖も其改正の條項殆んど全部に涉るものあり且多數の新規定あるを見たり今一々之に論評を加ふるの暇なしと雖も其中心に因て重要著明なる條項の二三に關し左に聊か短評を試み以て新監獄法に對する吾人の所感を明確ならしめんとす

新監獄法は其第十三條に於て新入監者にして傳染病豫防法に依るべき傳染病に罹りたるものと

は場合に依り之れが入監を拒絶することを得るの規定を設けられたり是れ最も當を得たるの規定なりとす現行法に於ては斯る傳染病者の入監と雖とも之を拒絶するの途無きを以て爲めに監獄に受くる迷惑大方ならず場所と建物とに於て完備せる避病院を有する監獄と雖とも之れか爲には非常の手数と費用とを要し其困難なること到底門外漢の夢想だも及ばざる所なり況んや完備せる避病院を有せざる監獄に於てをや而して現在の實況よりせば實際避病院の完備せる監獄は甚稀なり殊に監獄に於て一度傳染病の侵入せるや其害の及ぶ所名狀すべからざるものあること往々見聞せし所ならずや監獄に於て火災の恐るべきは勿論なりと雖とも傳染病の恐るべきこと火災に比し寧ろ優るあるも劣ることなし現行法の下に於ても傳染病者の入監に際し避病院の設備未だ完全せずして實際收容に難きときは警察官署等に交渉し機宜の取扱として收監を見合せしめたることあれとも斯る際に當りては往々警察官署等と意見を異にし相互の感情を害する場合なしとせず監獄實務家としては其取扱は最も困難とせし所なり是れ此規定の新設に對し吾人の最も賛成する所以なり

新監獄法第十三條には監獄官吏の携帯する劔又は銃の使用に對し其規定を設置せられたり本條は所謂監獄官吏の武器律なりとす現行法に於ては一々此等に係る規定なきを以て刑法に依る正當防衛の場合の外は在監者に對するるときと雖とも監獄官吏は其武器を使用することを得ざるなり

而して刑法の所謂正當防衛なると否とは實に其間髪を容れざるの區別あり一旦正當防衛の範圍を脱せしものと判決せらるるときは直に處刑を受けるの恐れあり強惡暴戻の徒を取締るべき職にあるものに於ては常に頗る困難を感ずること多し之れが爲め又危機一髪の間躊躇逡巡強惡の徒輩の乘する所となり爲に非命に斃れたるものあるのみならず不慮の負傷を蒙りたるもの尠からず現に外國に於ても斯る規定を設けたる國は尠からざるに從來我國に於て此規定を缺くは常に吾人の遺憾とせし所なり而して今にして監獄法に於て新に此規定を見るに至る是れ最も吾人の意を得たるものとす人或は此規定の

應用せらるゝ場合頻々實現することを恐るゝものあり然れども是れ眞の杞憂に過ぎざるべし吾人も又斯る事實の頻出せざらんことを祈るものなり然れども法律を以て斯る規定の存在する上は弱惡暴戻の徒も爲に畏怖する所あり自然其行爲を謹慎ならしむるに足るべきなり然り而して吾人は尙實務家に對し本條の規定に就ては最も其適用に慎重を加へられんことを希望して止まざるなり

新監獄法第二十七條に曰はく作業の收入は總て國庫の所得とす、在監者にして作業に就くものは命令の定むる所に依り作業賞與金を給することを得、作業賞與金は行狀作業の成績等を斟酌して其額を定むと現行法に於ては作業に依る結果は工錢として本人に其幾分を給與するの規定なるを以て其給與金に對しては在監者當然受くべき權利なるが如き觀ありて工錢給與の趣旨を完からしむるに就き遺憾の場合なしとせず無恥の徒動もすれば監獄を以て一種の勞働場と誤解せるにあらざるかとの感なきにあらず而して在監者の種類に就て之を謂へは累犯の徒は大概勞働力に富むもの多く從て其弊も又甚し新監獄法は之を改めて作業に對する賞與金とせられたれば斯る弊害無きに近し作業賞與金給與の實質に關しては命令の定むる所なれば命令の公布を待つて後始めて之を知るを得べしと雖とも行狀及作業の成績等を斟酌して給與額を定むるの規定あるを以て作業の督勵上は勿論矯正上最も便宜の規定たるを疑はざるなり

新監獄法は第三十條に於て十八歳未満の受刑者には教育を施す可し其他の受刑者にして特に必要ありと認むる者には年齢に拘はらず教育を施すことを得と規定せらるる現行監獄規則にては懲治人の外十六歳未満の幼年受刑者に就てのみ毎日一定の時間教育を施すの規定あるのみ唯實際に於ては監獄當務者の注意として右等以外二十歳未満の受刑者に對しても作業時間の餘暇多少の教育を加へつゝありと雖とも規定外の施行として頗る不充分たるを免れず然るに新監獄法は單に十六歳未満のものゝみにあらず就學期を延長して十八歳未満とし加ふるに十八歳以上の受刑者に就ても教育の必要ありと認めしもの

には特に就學せしむるの規定を置かれたるは最も至當の規定なるべし無教育が犯罪の重なる原因たることは事實上何人も拒否し得ざる所とす固より教育にも年齢に就き一定の制限ありて既に或年齢に達せし如きは教育の効果得て期しと雖とも二十五歳若くは三十歳以下のものに對しては尙心神陶冶の望なきにあらざるなり年齢の制限等に就ては或は命令を以て規定せらるゝことあるべきか又は實務家の撰擇取捨に一任せらるべきか命令の公布を待つにあらざれば得て知り難しと雖も兎も角も教育を加ふべきものゝ範圍を廣汎ならしめられたること恐らく何人も異議を挟むの餘地なき所にして吾人實務家の最も必要とする所なり

又新監法に其第四十三條第四十四條にて精神病傳染病は勿論妊婦產婦等に就ても監獄に於て適當の治療を施すこと能はすと認むるときは情狀に因り假りに之を病院に移送することを得るの規定を設置せらる此新規定に對しては吾人滿腔の誠意を以て之を歡迎せん精神病者を監獄に收容すること受刑者に就ては適當に刑罰の執行を爲すこと能はす殆んど其拘禁の無意義たるを免れさること論を待たず又刑事被告人に就て之を謂ふも皆に在監者の不幸たるのみならず監獄に於ける取扱上に至大の困難あり加ふるに斯る徒輩を拘留するは實際多く其必要を認めざるものなり傳染病に至りては第十三條に對する短評に於て陳述せしと殆んど同一の困難あり妊婦產婦等に至りては皆に取扱の困難なるあるのみならず人道之上を拘禁するの忍ふべからざるものあり固より此等の者と雖とも一般に病院移送に附すること能はざるは規定の明示するものありと雖とも其必要止むべからざるものゝ範圍に於ても監獄以外に於て適當の治療を施すことを得せしめたるは最も至當にして且最も必要の存する所なりとす

又新監獄法第六十條には懲戒の種類及程度を掲げて從來減食屏禁暗室に幼年受刑者に對する獨愼罰を併て四種なりしを増多して十二種とし懲罰の種類を増せしのみならず併せて犯則の情狀に依り二種以上の懲罰を併科することを許されたり是實務家の久しく其必要を認めて未だ改正の運に至らざりし者

にして恐らく何人も異議なき所ならん

以上の外新監獄法に於て改正を加へられたる條項尠からず大體に於て固より吾人の賛同する所なり若し夫れ充分に吾人の希望する所を述べしむれば新法に對するも全く嫌焉たるものなきにあらざる監獄分立の規定(第一條)を明確にし異種類の拘禁者は可成特立せる監獄に於て執行せしむること死刑の執行は監獄内に存置せらるゝも其執行者は監獄官吏以外別に其機關を新設せらるゝ如き懲治人に係る規定の全然監獄法中より削除せらるゝに至るか如き多少の希望之れ無きにあらざるなり然れども現今の國情之れを許さずとせば又止むを得ざる所ならん要するに新監獄法は現行監獄則に比して大に發達進歩せること明かなる所なりとす監獄の面目は是れより更に一倍の光輝を發するに至らんか然りと雖とも法律は死物なり之れを活用するは人に存す法完全なれども之れを活用する其人にして相當の智識と技能とを欠くときは法の効用得て全ふし難し監獄實務家たるもの新監獄法の公布に遭逢して一層其責任に重きを加へたるを感せずんばあらず吾人は將來益勵勉努力立法の趣旨に添はんことを期するものなり

監獄法に對する所感

浦和監獄文武講習會

吾人監獄の實務に従事するもの現行監獄則並同施行細則の根本的改正を希望する久矣蓋し現行監獄則並施行細則は明治二十二年の制定に係り以來幾と二十年間行刑主義の進歩發達と相伴はざるものあり吾人は實際上現行監獄則並に施行細則の不備缺點を發見すること尠ならず多年之が大改正の必要を認めつゝあり時なる哉之が改正案は法律として今期の議會に提出せられ一字一句の修正をも加へられず殆んど滿場一致を以て可決確定し去る三月二十七日速く已に之が公布を見る豈に快心に堪ゆべけん

や
 謹て之を一讀するに秩序整然字句簡明文明諸國監獄制度の粹を抜き美を蒐め金科玉條誠に東洋新興國の監獄制度たるに耻ぢざるなり請ふ吾人をして少しく之を概評する處あらしめよ

第一章 總則

一別異法

改正刑法は犯罪者の責任年齢を満十四歳以上とし二十歳未満のものに對する犯罪責任に就き何等輕減の規定を設けず一に裁判官の裁量に委ねたるは立法上進歩か退歩か吾人は嘗て改正刑法案に對し愚見を吐露したる際責任年齢の尙低きに失するを論じたることあり隨て其刑を執行する上に於ても二十歳未満のものは二十歳以上のものと全然處遇を異にせざるべからざるを思へり果然本法第二條に於て此別異法を見たるは大に満足する處なりと雖も之を十八歳未満と限りたるの理由を知ること能はず何故に百尺竿頭一步を進めて二十歳未満となさざりしや疑訝に堪へず

然れども本法は其第二項に於て已に刑異の所遇をなしたるもの近き將來に於て放免さるべき場合之を成年者に伍せしむるの弊害あるを豫見し二十歳に至るまで又滿二十歳に至りたる後三ヶ月内に云々と規定し更に進んで其第三項に心身發育の狀況により必要と認むる者は年齢の如何に不拘別異の所遇をなすことを得と規定したるに依り巧に本法を運用するに於ては實際不便を感ずることなかるべし

一勞役場

勞役場は改正刑法實施の結果當然設置せらるべきものなれども這是必然監獄外に特設さるべきものと信じ且つ希望し居りたる處圖らずも本法には之を監獄に附設すべき旨を規定せり惟ふに經濟上已むを得ざるに出てたるものなるべけれど吾人は頗る之を遺憾とするものなり

第四章 戒護

一非常時の在監者使役

天災事變に際しては從來各監獄臨機の處置として炊事夫掃除夫等を使役しつゝあれども現行規定には此場合特に盡瘁したる在監者を賞譽するの條文のみあつて之を使役するに就き何等の明文なく吾人は竊に其不備を感じつゝあり然るに本法は新たに其第二十一條に於て非常事變に際し當然在監者を使役することを得と規定したるは頗る當を得たり

加之其第二十八條に於て在監者就業に因り創傷を受け又は疾病に罹り之が爲に死亡し又は業務を営み難きに至りたるときは手當金を給することを得と規定したるは過般發布したる官役工夫死傷手當給與の規定と相待つて社會の進運に伴ふ至當の法規と云ふべし

又其給與方法に關し死亡手當金は父母、配偶者、又は子に給すと規定し他の扶助料弔祭料並に相續法等に拘泥せず尊族親を第一位に置きたるは大に注意すべき點なり

第七章 給與

一衣類

第三十二條の末文襯衣の自辨を許すことを得るの規定は是又新法にして受刑者中其體質の如何と健康狀態を慮り本條を設けられたるものなるべけれど實際檢束上の不便なきを保し難し即ち費用が自辨なるの結果として最も必要と認めらるゝ病弱者は概して領置金缺乏のもの多きに由り爲めに恩惠は獨りすべき旨の命令を定むる必要あり

尙ほ本條の「受刑者には一定の衣類云々」とは全受刑者を通じて品質色彩仕立方等總て被服を一定せらるゝ趣旨なるべけれど男、女又は十八歳未満以上並に懲役囚、禁錮囚は各根本的に其處遇を異にするの必要あるに依り隨て衣類の如きも各其所遇の異なると共に多少之を區別するの必要あるを認む故に

吾人は男子は男子服として一定し女子は女子服として一定し十八歳未満は十八歳未満服として一定し懲役囚禁錮囚は各懲役囚服禁錮囚服として之を一定すべきことを命令に於て規定せられんことを希望して已まざるなり

第八章 醫療

一病者の移送

第四十三條の病者を病院に移送したるに要する費用支拂方は之れが自辨を請ふ者あるときは許可し得らるゝの規定を命令に於て定められんことを望む蓋し折角の新法も監獄費の支辨にては其費用不足よりして遂に之が運用に支障を來すことなきを保せず

吾人は本條の病者に對しては行政官廳に於て刑の執行を停止し得るの條項あるを期待せしに意外遂に之を逸したるは千秋の遺憾なり

第四十四條の妊婦以下の準病者も亦第四十三條の病者の如く病院に移送を妨げざるものなりや果して之が妨なしとせば其便益計り知るべからず吾人は尙ほ一步進んで瘡癰者、盲者の如きも之を特設の學校に入るを得せしめたく希望するものなり

第九章 書信及接見

從來の範圍を縮少して特に必要と認むるものゝ外親族にあらざれば一切之れを許さずとなしたる規定は吾人の大に歡迎する所にして因て以て彼等が原籍氏名の詐稱を防ぎ且つ惡友との聯絡を絶たしむるの良結果あるべきを信ず

第十一章 賞罰

一賞罰

吾人は從來未成年囚并に女囚に對し監獄所定の賞罰を科するの利益よりも却て實害多きを經驗しつゝ

ありされば此際未丁年囚并に女囚に限り賞罰共に之を監獄法より除外し凡て之を司獄官吏の應機の處置に一任せられんことを望むものなり

殊に刑事被告人に對して懲罰法を適用したるは決して斯道の進歩と稱すべからず寧ろ退歩を證するものにあらざるや蓋し二十有五年間被告人に對する處罰の明文なきが爲めに從來多少不便を口にしたるも定を見たるは聊か意外の感なき能はざるなり

而して同處罰例中減食罰室と等しき重屏禁罰の條項を今尙依然として存置せしめしめたるは其効果如何は暫く措き文明遇囚の方法として吾人の感服すること能はざる處なり他に良法なしと云ふの理由は舊套の懲罰手段を存置せしむるの論據となすに足らざるなり

第十二章 釋放

第六十八條の放免日を午後六時迄となしたるは其便宜甚なからず從來放免準備をなす爲に放免前日は休役の已むなき場合に坐したることあれども本法に依るときは放免前日必ずしも休役をなさしむる必要なく放免日に於て一切の準備手續をなし得るのみならず或は單獨歸郷をなさしめ難きもの又自ら歸郷をなししむるが爲めに出發の時間を待たしむる等其便益枚舉に遑なし

次に假出獄の監督は専ら監獄に於て之を爲すを原則とし特別の必要により之れを警察官署に委任することを得と規定せらるゝを當然の事理とす然るに本法第六十七條には警察官署に於て監督するを原則となしたるが如く見ゆるは如何從來特別監視は勿論普通監視を警察官署の監督に任したる爲め恐るべき弊害を生じ再犯を豫防する爲めの監督が却て再犯を餘儀なくせしめたる實例は吾人司獄官の日常目撃する處なりしに茲に再び舊法の失策に倣ひ警察官署に監督てふ權限を附與し繼續して再犯又再犯の

悲劇を演出せしめんとするは抑も何の故たるを解すべからず翼くは命令を以て其悲劇を防止する方法を講ぜられんことを
 尙此外吾人が歎稱する條項は第七十條衣類旅費缺乏の出監者に對する救濟方、第七十三條死體の火葬をなすことを得るの規定等なりとす

監獄法に就ての意見

函館監獄講究會

今回發布の監獄法の内容を熟讀するに現行監獄則に比すれば一大革新にして吾人の理想と一致することを得たるは同人社會の等しく慶賀する所なりと雖も尙ほ一二の蜀望なきにあらず然れとも大勢既に定まつて亦た如何ともすべからざれば今は單に之か運用に付て聊か管見を試みんと欲す
 其第二十條に於て在監人に對し監獄官吏の携帶する劍又は銃使用の場合を規定せられたり然るに其使用の必要なる場合は單に本條各號の場合のみに限らざるへし若し外役又は押送途上等に於て在監人を劫奪する爲め暴行脅迫を爲す者ある場合に於ては如何說者云く斯る場合に對しては刑法の規定に依りて解決せしめ可ならん何そ本法に規定なきを憂へんやと然り說者の言の如くせば本條全部の規定も亦た必要なしと謂つへし抑も本條の規定は刑法の如く處罰條件として規定したるにあらずして監獄官吏が權利行爲として使用し得可き場合を説明的に列記したるものなれば此場合を規定せざるは蓋し法文の不備が將た他に理由の存するものなる哉

作業賞與金の査定は如何なる時に於て爲すや法文の上に於ては不明なるも第六十條の九號に因るときは或期間に於て爲すへき意思なるは推知することを得然れとも之か期間の設定に付ては多少考慮を要すへきことに屬す其期間短きときは査定頻繁にして事務の繁雜を極めん反之長きに偏せんか作業督勵

の効果を薄弱ならしむるの恐れあり故に吾人の希望する所は刑期の長短に依り三月乃至は六月毎に之を査定せしめ如何

第三十二條受刑者に襯衣の自辨を許されたるは何んの爲めなるや思ふに獄衣と云ふ不快の感念を幾分然らざれば或は必要以外に華美を競ふの弊を生し殊に北海道の如き嚴寒の地に於ては防寒の必要あるへし如何なる高價も厭はす之を得んことに腐心するに至らん實に北海道に於ける中流以上の人の用ゆる本毛めりやすの襯衣の如きは價も廉ならざる丈け其効用も綿入以上に匹敵す左すれば之を得たる者と之を得ざる者との間には大なる苦痛の差を生ず斯くして行刑の適實を期し得る乎敢て當局の一考を煩はす

第四十三條監獄に於て適當の治療を施すこと能はすと認むる病者は情狀に因り病院に移すことを得との途を開けり然るに目下の監獄費の狀態が果して本條の要求を容るゝことを得るや疑ひなき能はす由來官廳の事務は如何に必要な事業も經費の爲めに制せられ實行する能はざるに終るもの類々たり故に望むらくは本條にも前條の旨趣を引援して自費治療を許さるゝことゝならは醫療上尠らず便益を與ふることゝ信す

第九章書信に關しては發受を拒否するの規定あるも接見に對しては之か規定なければ苟も親族關係を有する者の出願に係る接見は如何なる事情あるも之を拒否し又は中止せすとの旨趣なるか尤も第五十條に其制限は命令を以て定むとあれば斯くの如き憂ひなしと云ふ者あれとも五十條の制限なる語中に拒否の意味をも含むものなりや疑ひあり若し之を含むものとすれば信書に付ても第四十七條第一項の規定は必要なしと云はざるへからず
 受刑者は猥りに親族以外の者とは交通を許さるゝの旨意なることは前章接見及信書に關する規定に依

て明かなり然るに獨り差入に付ては何等の制限なし或は物品は言語文章と異なり相互の意思を通ずるの機關に供する能はずとするか然り物品は言語や文章の如く事理を説明する能はざるへし然れとも互の心裡に印影する結果に於ては或は夫れ以上にあらんと信す

改正監獄法に對する吾人の希望

國語監獄 松山邦助

改正監獄法を一讀するに新刑法施行に伴ふ自然の結果として本法第一條に於て監獄の種別を改定せられ同時に懲治場を除外したるは首肯する處なるも一面勞役場を附設したる點に至りては多少異論を容るゝの餘地なしとせず即ち勞役場に留置せらるゝ者は財産刑（新刑法第十八條）に對する所謂賠償的勞働に服せしむる者なれば自然自由刑を執行すべき監獄とは實質的區分せざるべからず換言すれば監獄以外に特設し自由刑の執行機關と甄別せざるべからざるは言を俟たざる處なり然るに本法第八條に於て之が附設を明記し現んや本法中懲役囚に適用すべき規定は悉く之に準用すべきを明示せり而して之が唯一の特別規定（本法第三十三條第一項前段）の臥具自辨の如き眞に留置せらるべき境遇の者に在りては到底不可能にして寧ろ同條第一項前段の適用を受けざるべからざるは刑事被告人（舊監獄則既往の事蹟に徴し明晰なる事實にして殆んど實質上何等自由刑の執行と撰ぶ處なく故に余輩は勞役場を監獄に附設したる立法の本旨を了解し能はざるなり若し其れ管理上の便宜に出てたりとせん乎尙進んで純然たる監獄の一種と認め寧ろ本法第一條の種別中に規定せらるゝは至當にあらざるなきや要するに余輩は冒頭叙述の如く全然監獄以外に特設するの理想を有するも既に成法發布の今日に在りては所謂六目の菖蒲如何ともする能はざらん故に將來財産刑の宣告又は執行方法に關しては被告人の身分實力の有無を參酌して可及的留置處分に依らずして執行を全ふし得べき範圍に限定科刑し他面徵收執

論

說

行に就ては機宜の方法を探り之が留置の要なからしめんか豈財産刑執行の本旨に適合するのみならんや因て以て勞役場を現實的除外するの策を講ぜられんことを希望する所以なり
本法第四十五條第二項同第四十六條第二項の規定は自由刑の本旨を貫徹する爲め交通を緊縮するの趣旨に出てたりとせば物件差入（本法第五十三條）の如きも所謂積極的交通を意味するものにして常に暗黙の裡に意思の疏通を計り以て不良の關係を保維し或は不良の關係を斷たんと雖然改悟したるの徒も其情誼に驅られ自然的其境遇を蟬脱する能はすして遂に發心改悟の念を滅却せしむるの類例なかるへけんや

豈其弊害の及ぼす處亦尠少なからざるものと謂ふへし之れ苟も斯道に従事せらるゝ識者の認むるものあらん其れ然り而して單調なる接見信書に於てすら尙且緊縮の必要を認むる立法の本旨を論究せば寧ろ後者に對しては一層其必要を認めざるべからざるは又自然の理にして何人も是認せらるゝ處ならん之れ或は命令に依り制限せらるゝ趣旨ならんか余輩は敢て立法の本義を解せざるも前者を本法に規定せらるゝ以上は後者に於けるも同岐に出づることを至當なりと信するものなりと雖も要は本法なると否とを問はず之か緊縮規定を設け終始一貫せられんことを望む

本法第七十條第一項前段に依り歸住の旅費若くは着類を支給すべき釋放者中刑事被告人を包含するや否や法文の明示する處なきを以て多少疑なき能はすと雖も抑も又規定の本旨を講究せば當然包含せらるゝものと解するは妥當を得たるものにあらずや本來該釋放者は受刑者の其れに於けるか如く釋放期日の確定せるにあらずして其釋放たるや殆んど豫知する能はざるものに屬し併かも輒然進歩せる刑事政策としては刑事上の放逐者に對し所謂國家賠償を云々する時運に際し之か歸住の旅費を有せざるものを處するに漫然放任し敢て問はざるか如きは實に文明の新思潮を集注せる我刑事立法の解釋としては夢想たにする能はす故に之か包含せらるゝものと解するは法文の精神を得たるものと信す果して

監獄法を讀む

圖書館監獄教誨師

藤居大威

然るや否施行命令に依り明示せられんことを囑望す

新刑法及監獄法は既に議會を通過して今や實施の期に近付て來たから職務上捨置がたく餘暇には新刑法や監獄法を拜見して居るのであるが尙れも現時社會の狀勢に比較上適應したる良法だと思ふ併し法は獨り活動するものに非ず人物によりて死活するものであるから前松田司法大臣は四十年四月十五日でありたか司法官會議席上に於て訓示された一部に大體新法の主眼は大に處罰及び金額の範圍を擴張して無限の犯狀に對し適用に遺憾ならしむるにあるを以て諸君に望む所は刑罰を無益に科せざるにあり之を詳言せば微罪なるも情狀によりては嚴罰を加へざれば處罰の効力絶て無きに終らん又大罪と雖も事情によりては處罰に處するの要なきに反りて嚴罰を科するは無益に刑を科するなり斯の如きは此改正刑法の趣旨を得たるものに非ずと訓示された様でありたが實にそふである處罰及び金額の範圍を擴張された折角の良法も人によりて死物となり亦活動もするのである

依て今此監獄法もそふであると思ふ依て先國館監獄の立場から將に實施されんとする監獄法を見るに是非共好人物と適當の建物か極めて入用であると云感じがするのである勿論現今の司獄官諸氏は何れも有爲の士を得られて居るのだから結構ではあるが待遇の薄さ爲めか兎角出入が甚しい様である高尙なる理想を以て報酬の多寡如何を問はず献身的に竭さるゝ人も亦隨分ある様だがそれは定理已外のことであると云はねはならぬそふ云献身的の人があるからとて時勢に従はぬ待遇法でば將來好人物を獲得するの良法ではなからふかと思ふ故に今此監獄法を將來活用せんとするには之を活動せしむるだけ

の人物と及び建物が必要であると思ふのである。若然りとせば、好人物を獲得する様の方法即ち待遇を厚からしめて貰ひたいのである。又我監獄の建物にて新監獄法が活用實施が出来得るであらふか之れ疑問である。監獄法を見るに十餘種にも區分せなければならぬ様である。それも法を死物にすればどふてもよいが、活物ならしめんには是非其拘禁種類を減少するか、建物を増築するか二者一にやらなければなるまいと思ふ。要するに監獄法を吾監獄に活用實施する就ては、現今の建物にて活用出来得る様の指定を希望し、又相當の吏員待遇の方法を立て、好人物を得る様にせられんことを希望する次第である。

監獄法に對する所感

仁政寛典は治國經世の最要義にして時の古今と洋の東西を問はず苟も善美を濟せる一國治平の蹤跡には脈絡貫通必す其之れあるを發見せずんばあらず是れ畢竟人心を慰安し穩和にし深く溯回思譯の餘地を與ふるに由れはなり吾人此意味に於て昨は刑法の改正に遇ひ今は復新に監獄法の發布を迎へて衷心轉た喜悅に禁へざるものある覺ふ殊に監獄法に於て大に其感を深ふす意ある者一讀過の下誰か其仁愛に泣かざるものぞ各條血あり涙あり眞個熱を以て一貫す實に治獄の最善良規と言つへし而して尙其仁愛に於けるや徒に盲目的に流れす所謂寒襖の仁に墮せず與奪の道明かして恩威並行

は理義蕭々の裡に飽迄被治者をして善化せしめずんば止まざる底の準備を調へしめられたるは吾人の最も快心に堪へざる處なりとす今吾人潜越蕪漫を顧みず二三條項を擧げて以て其所感を語らんか
先づ第五條の十八歳未満の者の爲めに特設監獄の規定を設けられたるは洵に至當のことにして凡て未成年者の幸福なりと雖も「若くは監獄の一區劃内」云云の後段の意甚た掛念に堪へざる處あり是れ經

濟上短期者の往還等を防かれたるものには相異ならんも可成多く此特設監獄を置かれ荷も懲役四たる以上は是非其監獄に送致し一定の教養を與ふることに實行せられんことを望んで止まず又第七條第二項の「大審院長檢察總長控訴院長及檢察長は巡視の結果に付て其改正の必要を認むるの事項を典獄に指示し」云云の件は拘留監のみの範圍とすれは格別延て既決監にも之を及ぼすとすれは新に典獄の監督者を増置したるもの、如く聊か其權能を縮小若くは退歩せしめたるやの感ありて一讀の下甚だ目障りの狀あらしむ今や本法に於て詮方なしと雖も希くは施行細則に於て今少しく該指示範圍を判明に吾人の惑ひなからしむるに至るべき條文を置かれんことを切望して止まず又第十一條の規定は吾人年來の宿望を遺憾なく充たさしめられたるものとして可なり然れども尙充分の希望を言はしめらるれば同第四號受胎後七ヶ月以上經過せし妊婦の刑執行中止等の上に出産後少くも三ヶ月以上經過せざる者も同等の恩恵に浴せしめられんことは是れなり然れども這は同第二號に依りて其遺漏を補ふを得せしむるを得は何等奴々の要なきものか又第二十五條第二項の棄却又は沒收云云の規定は實に其取扱上に便宜を得るのみならず一徹に善交の道を奨勵し得べく洵に機宜に適したる措置と言ふべし又第三十二條課役の方針に就ては從來全く其意趣なきにあらざりしも斯く法文に明示せらるるに至りたるは實に注意の周到なるものにして將來一層教養の効果を擧ぐるに至るべきは括目して待つを得べく被治者の幸福甚大たるべしと信せらるる又第三十八條の作業所得に係る賞與金贈付の規定は實に監獄恩恵の意を明かにせられ一面亦在監時の指導を得易からしめられたるは甚だ喜ぶべきことに屬す吾人は可出來得は尙進んで法文の表明を嚴守して即ち「釋放の後本人か之を領收することに依て始めて其所有權を生ずるものとす」の意に依て在監中如何なる事情の下に於ても絶待に之か費消を峻拒せられんことに一段の英斷を望む者なり何者從來の經驗に徴し貯蓄工錢は各種名義の下に不知不識費消減少し易く殊に第六十四條但書の郵稅官給の道尙存する如き上に於ては差當り別に該費消の用途あるを認めざるを以てな

り吾人は飽迄在監中に於ける其費消を絶へて許されざらんことの趣旨を主張せんと欲する者なり又第四十一條の就業上に起る傷害疾病に對し手當金交付の規定を置かれたるは本法中最も注目すべき一條項にして其當事者を慰撫満足せしめ得べきは勿論大に其人權を尊重し與へられたるは吾人の感謝に堪へざる處なり又第五十四條の教育規定中丁年者教育の如きは從來之を施行しつゝ多少氣象の感なきにしもあらざりし處斯く法文中明かに其施行權を認容せられたるは教育上寬に一段の進歩と云はざる可らず又第七十條の懲罰規定に於ても減食暗室等の惡法を全く廢除せられずとも其懲罰法の種類を増加し大に人格擁護の趣旨を擴充せられたるか如きは吾人の深く満足を表せざるを得ざる處なり尙此外逐條之を擧げて以て歡迎の微意を表せんせとは實に維れども足らざるの感あるを以て今は之を略せんとす

之を要するに新定監獄法は現行監獄則に比し其章條に於て大差なしと雖も微細に其含蓄する處の奥旨を探究せば實に天淵も亦管ならざるの差異あるを發見せん即ち其健康を保持せしむる上に於て其誘善指導に厚き點に於て吾人讀て其意の存する處を管瞻せば潜然其慈仁恩恵に暗涙を催ふざるを得ざるものあらんとす吾人職に司獄の末班にある者深く此意を體し力めて其運用施行に過ちならんことを期せざる可らずとす

監獄法を讀む

廣島 河村 鑄 太郎

謹みて監獄法を讀むに所感甚だ多し新に法律を以て發生したるは監獄の基礎を鞏固にし實に壁立萬仞と謂ふべし其未成年監、女監を特設主義とし交ゆるに附設を以てしたる隔離を明瞭にし事態を斟酌し

たるものと謂ふべし參觀規程、傳染病者の拒絶、獨居拘禁囚類、劔銃使用法、解放者の逃走期、監獄官吏の逃走因逮捕期間、作業賞與金、作業に因る死傷手當、襯衣自辨許可、病者の病院移送、發見物の没入、假出獄者の監督を定め懲罰種類を増加し満期放免時限を延長したる等は百尺竿頭一步を進めたるものと謂ふべし尋いて發表せらるべき監獄法施行法細則の完全なるべきは本法に視て之を知る予輩固より杞憂の念を存せずと雖も少か希望を述べんと欲す

一 懲役監を長期監と短期監との二種とし懲役囚の刑期十年以上の者と同未滿の者とを區分拘禁すること

病院に傳染病院と通常病院とあるが如く監獄も亦惡德熾んなるものと否らざる者とを區分するの必要あり故に短期懲役監は一地方に一個若しくは數個長期懲役監は短期懲役監を數區に分ち毎區に一個づゝを置き女監は之れに準し長期囚と相接近するを得ざらしむるときは感化上著しき效驗あるべしと信すればなり

二 勞役人を監獄備夫に使役すること

勞役人を收容使役するは罰金の徴收に換ゆるものなれば監獄費の一人平均額以上を稼がしめ所謂盜人に追ひ錢の嗤を豫防せざるべからず故に可成監獄用掃除夫耕耘夫若しくは養鶏養豚等に使役するときは其目的を達するに庶幾からんと信すればなり

三 在監者の信書に要する郵便稅給與を明らかにすること

本法第二十七條に云はく作業の收入は總て國庫の所得とす第四十六條に云はく在監者には信書を發し又は之れを受くることを許すと予輩の郵便稅給與素論を採用せられたることを光榮とす抑々作業收入を國庫の收入とする以上は本人の衣食住に關する費用は勿論必要に依り發送する信書の郵便稅を國庫が負擔するは獨り當然なるのみならず自辨制度の煩苛を省くの利あり即ち廣島監獄のみに付て之れを

云ふも一ヶ年三萬五千二百七十通の書信に要する郵便稅を各人別に支拂ふが爲め領置金收受簿同基帳簿、歳入歳出外現金出納簿又は郵便切手端書人別簿、同出納簿を通して記帳するを改めて郵便電信發送簿、物出品物品出納簿に日記的又は合計を記入するのみとなり尙ほ之れに伴ふ夥多の手續を省き其煩簡實に同日の談にあらざるのみならず作業賞與金を減額し其得たる金額を郵便稅に充つるの方針なるべければ同稅を給與したりとて國庫に痛痒を感ぜざるの美法なり乍併其給與を明記せざるときは舊慣に依り疑惑を生ずるを免れず故に之れを明掲し其餘地なからしめんことを希望すればなり
以上は細則中に規程あらんことを熱望する所にして賢明なる當局者已に明鑑を垂るゝ所なるべしとは確信するも本法の完璧を贊するに止むるときは妄りに諛辭を呈するの嫌ひなしとせず因て三個の希望を附記して大方諸賢の明教を請ふ爾々

監獄法に就て

現行監獄則は明治二十二年の發布に係り爾來星霜を閱みすること茲に殆んど二十歳社會は急轉して制度文物日に進み月に草まりて又舊態を止めず殊に新刑法は昨年四月發布せられ其結果之れが行刑施設の改正變更を要する益々急なるものあり遂に今回の監獄法の發布となりぬ

惟ふに監獄法は大體の上より觀て金科玉條能く進歩せる先進諸國の制度を參酌し固有の風土人情を替查し偏せず黨せず時代の要求に應じて生れ出たる良法と謂ふべしと雖も吾人實務家の見地より之れが施行上聊か希望なき能はず以下私見の二三を羅列して參考に資せんとす又望蜀の意に外ならざるなり

一 監獄の種類分界

監獄の種類名稱の變更は刑法改正の當然の結果にして新刑法が現行刑法の重輕罪及違警罪の區別を發し刑名を簡約にし從來其實質に實て敢て殆んど差違あらざる幾多刑名の分類を廢したるは畢竟行刑の適切を期せんか爲めに外なるさるべく此必要に依りて現出したる本法の種類分界は尤も嚴正に區別するの設備なかるへからず若し其名ありて其實の伴はざる監獄現時の構造設備に放任せんか之れが隔離は言ふべくして到底行ふ可らず折角の改正も徒法死文に屬するのみならず行刑の効果を沒却し刑罰の威信を失墜するに至るべし去れば其種類に従ひ全然監獄を別異し各適切の執行を望むや切なりと雖も之れが實行に就ては經費其他事情の許さざるものあるべければ全部の完成は之を他日に期することゝし今は只だ其最も急を要する左記種類のものに就て差詰め之が別異を斷行せられんことを望む

(イ) 拘置監

刑事被告人は正邪黑白の未だ判明せざるものなれば從て待遇上罪囚と同一視すべからざるや當然の結果にして其之を拘禁するは實に國權の執行上己むを得ざるに出づ去れば可成必要以外の苦痛と束縛を加ふ可らざるは勿論進んで彼等の名譽を保持し權利の進長に努むべきは正に法の要求する處なるべく例令其内部に於ては相當の區別ありとするも已決監獄と同一圍内に之を拘禁するが如きは儘かに必要以外に心的苦痛を與ふるものなり且つ今日の現況に於ては監獄の位置多くは邊陲に在りて裁判所と互に相隔絶するを常とするを以て裁判呼出に時間を要するのみならず之が押送戒護上にも亦不便宜からざれば之を裁判所附近に特設し既決監獄と別異するに於ては如上の不便宜を排除し利益からざるべしと信ず

(ロ) 未成年監

未成年者は概して智慮淺薄多くは外界の誘惑に抵抗するの判斷力に乏しく一度其方向を失するや騎

(ハ) 女監
虎の勢遂に墮落の淵に沈淪せるものにして從て其犯罪たる比較的單純のもの多く之を成年者の思慮分別に富み巧に罪を犯すものに比して當に霄壤の差違あるのみならず意思未だ硬化せざるを以て之を矯正感化するの甚だ困難ならざると共に又罪惡に感染することも容易なるものあり之れ本法第二條の規定ある所以にして其監獄を別異するは名實の合致を期する上に於て必要の要求なるべし

異性者の相近接せしむ可らざるは多言を要せざる所にして其性格も亦男性に比して大に其趣を異にせるものありされば其行刑の方法手段等に於ても宜しく之に適應するの策なかるべからず行刑の要は劈頭個人を知るに在り而して其事たるや言ふべして而かも至難の業に屬す能く同化力に富み情意の發動を機微に捕捉するの明なかるべからず徒らに異性者の心を以て其心情を忖度し其行動を律するが如きは當に利益なきのみならず弊害の伴ふものあるを保せされば一面監獄を別異すると共に女監は擧て女性官吏の管理に屬せしむるの設備を望む

尙勞役場を監獄に附設したるは玉に瑾の觀なくんばあらず蓋し勞役場は罰金又は科料に處せられたるものにして之を完納する能はざる者を留置し其目的とする處勞役を科して金刑の要求を満たす過ぎざるべし去れば財産權(?)の一部を彼等に奪ふの外其性質上敢て社會より隔離するの必要なく全く自由刑の執行とは其本來の目的に於て別物たるべきものなれば宜敷監獄以外に於て別に適宜收容の方法を講ずること策の得たるものたるを信ず然れとも已に新刑法中勞役場の法條を規定せるを以て徒らに死兒の齡を數ふるの愚を學ばざるべしと雖も本法中之れが存在を見るに至りたるは甚遺憾とする所なり

二 巡閱

本法第法條は巡閱の規定を掲げ現行監獄則の隨時云々の茫漠たる文字に換ふるに少くとも二年毎に一

回監獄を閑巡すべしと改めたり蓋し監獄費は先きに地方費より國庫支辨に移り次て監獄官制の發布に伴ひ從來の手近き地方長官の監督を脱して遠く中央政府に隸屬するに至りたるを以て勢ひ行刑の統一其他諸般の事務を監督するの必要より生じたる當然の結果なるべしと雖も經費限あり或は之を履行するに於て官吏の不足あらざるは余輩の窮かに危む所希くは名實共に全からんことを

三 銃器

監獄事變の急に應ずるが爲め監獄官吏に銃器の携帯を認めしは職務の性質上正當の要求なるべしと雖も武器に依頼して變に處するが如きは己に事の宜を得たるものにあらず所謂刑なきを期するが如く武器は彼等横暴の弋を未然に止むるの具たらざるべからず

且つ物に一利一害あり事に一得一失あり時に當て其効果の大なるものと共に一朝其使用を誤まらんか危害の之に伴ふものあるを忘るべからず殊に己に利ある又又他に害用せらるゝの虞なきに非されは之が携帯及使用に於ては最も慎重の注意を要すべし左れば一般看守に之を貸與して専ら使用の程度を其裁量に委するが如きは事情の許さざるものあるのみならず平素にありては寧ろ危險にして殆んど其用を認めざるを以て宜しく部長以上に限りて携帯せしむることゝせば事に當て差支なきのみならず機に臨み變に應じて時宜の妙用を奏し庶幾くは過なきを得ん乎

四、精神病者等の病院移送

精神病傳染病其他の疾病に罹り監獄に在て適當の治療を施す能はずと認むる病者は情狀に因り假りに之を病院に移送することを得とは本法第四十三條の規定する所にして改善本位の規定として最も適切の良法なるを信ず蓋し監獄は猥りに苦痛を與ふる場所にあらずして感化教導萎靡せる本然の良心を培養し惡念を芟除し國家有用の民に復歸せしむるにあれば徒らに治療の施すべきなき重症患者を擁し之を殺して何の益なく智覺精神の喪失せる精神病者に刑を執行して何の功力ある當に其効果なきのみならず却て角を矯めんとして牛を殺すの譏を免かれざるべし去れば吾人は一日も速かに之れが實行を翹

望すると共に又其方法に就て十分の細則を規定せられ寛嚴の取捨をして其揆を一にするに至らんことを望む然らざれば或は恐る狡猾の徒巧に奸策を其間に弄するに至らんことを

五、被告人信書の檢閱

刑事被告人信書の檢閱に就ては本法中一も規定する處なく全く之れが制限を命令に譲りたるを以て其意の奈邊にあるやを知らされとも本法草案第六十三條に依りて考ふれば之れが檢閱の全部又は一部を典獄に委任するの途を開かるゝが如く一見事務簡捷の觀なきに非されとも已に新刑法が稍人格主義を採りたるの跡より觀察するときは是れが檢閱は必ず裁判官に於てし而かも周密の注意を拂ふ所なるべからず思ふに信書は最も能く其情性を表彰し平常の境遇を證明するものなれば其に其内容を替へ其交はるる所を察し仔細に研究するときは罪を斷するのの上に於て其效果少からざるべし況んや往々被告事件に關聯する信書もなきに非ざるをや然れとも其の果して事件に關係あるや否やは當局にして初めて知るを得べく局外者の與り知る處に非されば事件の真相を知悉せざる監獄官吏に依て之を檢閱するが如きは實に危險千萬なりと云はざる可らず

六、懲治場

懲治場の留置は刑事處分に非ざるを以て新刑法より之を削除したるは余輩の大に贊同を表する所なるも本法附則に於て懲治人に關する規定は當分の内仍其效力を有すとしたるは甚だ遺憾とする處なり蓋し政府は先きに感化法を發布し以て犯罪豫防の救済方法を講じたるも設備未た其緒に就かざるを以て其完成を待つて之を移すの意なるべしと雖も當分の意義は甚だ廣く前途望洋の感なき能はず希くは速かに之れが設備を整へ當分の規程をして長く其效力を有せしむるか如きことなきを望む

以上聊か本法に對する希望の一端を述べたり而して本法は大體に於て間然する處なく殊に給與工錢及

懲罰の種類方法を改良したるが如きは最も時弊に適中し實務家は皆双手を擧げて賛同の意を表す然れども法は死物なり之れが運用の妙は人に存す去れば此際大に司獄官吏の位置を尊重し典獄の官等俸給を進めて常識に富み徳望を有する人物を任用し且其刑を執行するに當つても裁判官の眼中更に王公貴人なきが如く典獄も亦相當の威嚴を保つこと極めて必要にして若しも他人の鼻息を窺ひ戦々競々自ら其地位を危むが如きことありては到底完全なる刑の執行を遂ぐることはさるべし故に典獄を終身官とすること猶裁判官の如く能く其位に安んじて大に驍足を職務の上に發揮せしむるを要す尤も之を斷行するに方ては大に陶汰を行ひ適當の人材を選定せし上ならざるべからず

其他監獄三尊の中に數へらるゝ監獄醫教誨師は勿論判任官以下の増俸は一般經濟界の膨脹に伴ひ職務の威信を保ち人材を登用する上に於て必然の措置たるべしと信ず殊に監獄醫教誨師の恩給法設定の聲は空谷の跫音として竊かに法案の提出を期待し居りしが遂に此事實を聞くに至らざりしは甚だ遺憾とする處にして如斯は眞面目に其職務に服し樂んで其他位に盡さしむる所以にあらずべく相互の不利益場からざるは本年の議會には必ず該法案の提出されんことを望む

然れとも事一として費用に關せざるものなく物渾て原動力を金錢に仰かざるものなし去れば一面經費の膨脹と來たすと共に又收入の増收を圖らざる可らず之を爲す如何作業經濟の基礎を變更するに在り乃ち可成受負業を廢して官司業と爲し本省に技師を置き各地方に適當の作業を作さしめ原料の買入製品販賣の途を開くを要す而して作業費は特別會計として運轉資本を存せば敢て多額の經費を要せず而かも其收益場からざるべしと信ず

終りに臨んで一言希望の述べべきものあり之獄人保譽事業之なり由來監獄行刑の事たる出獄人の保護と相待て初めて其効果を實現すべきものにして譬へば鳥の兩翼に於けるか如く孤立して其目的を達すべきものにあらず而して出獄人の保護事業は近來各地方に起り政府に於ても亦之を奨勵して補助金を

與へらるゝ等喜ばしき現象を呈しつゝありと雖も其慈惠の及ぶ所極めて少數の者に止まり多數の刑餘者は其業を得るに苦しみつゝあるのみならず良民にして尙職を求むるに困難せる者は少からざれば此際一層慈善事業を勃興し社會の安全を保つことに努めざるべからず去れば歐米のそれに倣ひ慈善労働院の設立を希望するものなり是れは我國に在りては未だ多く其類を認めざる所にして獨り金澤に於て某慈善家一個人にして此種の設立ありと今猶存在せば誠に喜ばしき事なり尤も東京に養育院あり其他の府縣にも皆て教育所を置きたることあるも殆んど有名無實に歸し終に其跡を絶ちたるが如し余は此教育所の再設を望むものにあらずして寧ろ汎く世の慈善家に對して前記の労働院設立を望み而して刑餘の者も除外せず労働に衣食せんと欲するものは歡迎せられんことを希望して止まざるなり

改正監獄法に對する希望

和歌山 眞田 知 圓

(教育に附て) 犯罪者の多くか教育の不完全なるに基因すると云ふことは其の實務者と否とを問はずして能く察知することが出來るであらう今試に某監獄の當事者か明治四十年一月より同年十二月末に至る新受刑者の教育別を調査するを見るに其數五百四十七人に對して高等の教育を受けたものはなく普通の教育あるものが三十九人で不完全なる教育を受けたもの二百三十四人にして完く教育なきものが二百七十四人なりしを知るに至りては教育の缺乏が如何に犯罪を製造すべきかは識者の判斷を待たずして教育の必要を認むべき明證である

改正監獄法は教育の普及を計りて從來の法文に無き教育範圍の擴張を發布せらるゝに至りしは誠に喜ぶべきである此の教育の有無は犯罪者の改悛徴候に比較して斯道の爲めに輕忽に附すべからざるもの

である一般入監者の教育程度が高等若しくは普通の者なるに於ては入監後能く改悔歸善の道に進み易く又在監中は教誨に依り若しくは看讀書籍に依りて精神を修養し獄則を遵守することも出来る反之不完全なる教育又は教育なき者に至りては殆んど改悔の思念に乏しく又獄則を遵守するの念慮も薄弱である殊に無教育の者に至りては正邪善惡を理解するの力に乏しくして兎角盲動に傾き易く又自暴自棄に流れ易きも此種の人に多てのである又在監中所遇の上に於ても一方ならぬ手数を供へ又出ては再び犯罪に陥り易きものも此の無教育の者に多きを占むるのであるされば此種の無教育者をして真心悔悟の實を挙げしむる方法としては監内種々の法令施設あるべきも此教育ほど必要なるものはなからうと思ふ近來各所の幼年監、未成年監が教育本位に依りて成効しつゝあるは又明瞭なる事實であるされば年齢の三十歳若しくは四十歳の者に對しても相當の時間を與へて適切な教育を施行することは誠に必要のことである新法は大に見るところありて斯法に關する條文を明かにせしは實に慶賀すべきである乍併從來の如く各監獄日曜日又は休憩時間を利用して不完全なる教育の方法は餘りに利益を見ることが出来ない様である少くも毎日一時間乃至二時間を與へて最も適宜なる學科を教授し不充分なる施設によりて六ヶ月已上若しくは一ヶ年を通じて訓練教養せねばならぬ依りて成年無教育者の爲めにも相當の時間を與へられんことを希ふのである

(信書接見に就て) 在監者の狀態は概して猜疑心に富み又恐怖の念に驅らるゝものゝ多きは實際に從事するものと然らざるとを問はずして大略を知るを得べきである斯の如きは自己の招きし境遇の然らしむる所ではあるが誠に氣の毒なもので兎角彼等の精神を慰むると云ふことが少ないから動もすると愚痴にして淺劣なる思念に耽りて疑ふべからざることを疑ふ様になり思慮淺き彼等は境遇の自然に制せられて一種異様の氣質を養成するものあるやに認めらるゝは誠に憐れむべきことであるが割合に彼等の心を開きて慰安を感ぜしむるものは信書である又敬愛なる父母親族故舊の接見である

新法は餘りに理窟に偏して行刑最終の目的に迂遠なるは歡迎すべきことであるまいと思ふ寧ろ發信接見の如きは感化紀律を害せざる限りに於て成るべく寛大の詮議を要することであらう殊に初犯の人の如きは家族親戚の關係連絡上より其の必要の多くあると感ぜられる様である自然在監人は境遇の隔離せらるゝに於て非社交的人に陥り易きは實際に於て明瞭なる事實である舊法に於てすら毎月一回の發信を許可せしに新法何の見るところありてか此の雅量を惜みしや聊か遺憾を感ずるのである吾人の希望する所に依れば毎月二回の發信を許可せらるゝも敢て妨げはあるまいと思ふ又接見の條項に於ての要旨は親族にあらざるは接見を許可せられざるやの法文あるは舊法に倍する窮窟を感ずる様である成るべくは感化紀律を妨げざる限りに於て親族故舊の情交を融和せしむるの必要より今少しく寛大の雅量あるを希望することである

(教誨に就て) 動もすれば作業時間に制限せられて完全なる教誨又は訓示を布施することの能はざるを遺憾とするの感あり余は想ふ感化の意義を廣義に解すれば作業も感化の一助なるべく又紀律も感化の目的を達すべき秩序たるに過ぎざるべきことを餘りに收入を目的とせる作業や極短なる規律は國家の最終目的たる感化改善を期する上に於て今少しく感化的方面に向つて施行し得べき法文の規定あるを切望する次第である

新監獄法の懲罰及び取締處分に就て

一、改正監獄法に於て懲罰種類の範圍を擴張せられたるは頗る實際に適合したる良法なり然れども世

の學者實務家の間に於ても兎角非難を免れず隨て實際害多くして利少なき減食罰の尙依然新監獄法の上に生存するは吾人の最も遺憾とする所なりされど吾人は最早今日に及んで之れが可否を喋々せんと欲するものにあらざ茲に言はんと欲する所のものは其減食罰の執行に當り所謂減食は何れの食量を標準として減量するかの問題即ち是より從來の實況を観察するに一は犯則當時現に給與の食量を標準とするものと一は犯則取調中として一時在房せしめ在房中の給食即ち不就役の食量を標準とするものと二種あるか如し普通通行はるゝ所は前者なるか如しと雖とも主として後者に據るの方針を採る實例なきにあらず其理由とする所前者は曰く減食は犯則當時現に給與せられたる食量を標準として減量すべきものにて犯則以後に於て變更せられたる食量を標準として減量するは其當を得たるものにあらざと後者は曰く減食は糧食を減して苦痛を感せしむるに於て始めて實効あり然るに一回三合乃至四合の最多食を二分の一乃至三分の一に減したればとて左まで苦痛を感ずるものにあらざ故に犯則行為あるものは悉く取調中として一旦在房せしめ以て不就役の糧食を給與し置き其糧食を標準として減量するにあらざれば減食罰として實効なしと謂ふにありて後者の取扱は例せば一回二合五夕食を給與せられつゝあるもの犯則行為のありし爲め取調中として在房せしめ不就役の食糧即ち一回一合二夕つゝ食量を給與するものありと假定せば只是のみにても二分の一以上の減食となり尙懲罰を言渡されたる時は其一合二夕つゝを標準として減量するを以て其二分の一なる時は一回の減量六夕となる譯にて結局二重減食と謂はざるへからず斯の如く實行上區々に渉るは畢竟漠然として據るべきの規定なく當局者の手心に一任したる結果に外ならず元來害多くして利少き減食罰にして執行上尙斯る二重減食の姿ありとせば規定を設けて之れが統一を計る必要あらざるか

一、在監者にして刑法に照らし處斷せらるべき罪を犯したる時之れか取扱方二様の區別あり前刑法上の制裁を加ふるに止め獄則罰は之を科せざるものと一は二者を併科するものととの區別あり前

者の所論は曰く一事不再理は法の原則なり已に刑法上の制裁を加へられたるものに對し尙之に獄則を併科するは即ち其原則に背反する不當の處置たるや明らかなり故に刑法上の制裁を加へられたるものには獄則を科せざるを以て正當とすと謂ひ後者は曰く刑法上の所謂犯罪なるものと獄則上の犯則なるものとは全く別物にして同一視すべきものにあらず犯罪として刑法上の制裁を加ふべきや否やは全く刑事法典の領域に屬し獄則を科するや否やの範圍にあらず若し之に獄則を科する能はずとへからざるの不都合を生ずるに至らん故に刑法上の制裁を受けたるものに對し更に獄則を科するも斷するの要なかるべきも實際取扱上斯の如く區々に渉り居るものとせば規定を設けて之れが統一を期する必要を感ずるものなり

一、犯則行為の爲め屢次懲罰處分を受けるものは曰く懲罰は苦痛なりされど減食罰は七日暗室罰は五晝夜を出てず七日と五晝夜とを耐忍せばあらゆる獄則は思ひの儘なりと渠等は一の獄則を行ふ前に當て懲罰を豫期す故に比較的懲罰の苦痛を感せず犯則に次ぐに犯則を以てし懲罰の上に懲罰を累ね殆んど底止する所を知らざるものゝ如く顔色憔悴形容枯槁し猜疑心は倍々助長して良心の發動を遮斷し身體心意の關係上より遂に懲罰を加ふべからざるに至りて始めて止む此の如きものに對しては幾度懲罰を加ふるも其効果は頗る薄弱なり已に効果の薄弱なるものに對し懲罰を科するは寧ろ科せざるの勝れるに若かざるの感なき能はず實驗によれば斯る頑冥固陋の徒に對しては懲罰を頻繁に行はんより懲罰執行後或る期間特別處置(工場監房に於ては安坐を禁じ作業は最劣等のものを科し監房内の掃除に従事せしむる等の類)に付するを以て最も有効手段なりと信ず依て施行細則中に之れが規定を設けられんことを望む

新監獄法を歓迎す

會 員 磐 井 宗 成

今や監獄法は既に公布せられ事茲に定る今更喋論喧議するも唯だ理論のみ筆論のみ何の得る所があらんや於是が唯深く猛省せざるべからざる者は該法運用の任に當る司獄官其人なり夫れ法は人に依て死活自在なり良官正吏に依て光輝を放つなり現下我邦監獄の改良日進歩良吏滿廳の盛時敢て杞憂を抱くに足らずと雖も或は在監囚人の情苦出獄人の怨言時に條理に適合し同情の暗涙を下さざるを得ざる事實に遭遇することあり苛政は虎よりも烈く酷吏は豺狼よりも猛なりとの古語官吏たる者常に座右の銘と爲さずして可ならんや、堯舜の民は堯舜の心を以て心とす、明年聖代の官吏豈深く猛省せざるべけんや、文字上の律法典則を論議するの必要なしと極論する者には非らざるなり然れども今や新刑法監獄法及び施行細則特に實施せられんとす、此秋に當てや司獄官たる者單に帳簿裝飾にのみ拘泥せず宜く腦髓を新鮮し舊思を捨て新想を養ひ同情の温涙を製造し上下和協以て感化監獄の完美を擧げんことを渴望して止まざる所なり

施行細則案に就ては 曩きに司獄當路者に意見を徴せられたることあり其結果既に立案せられたるものありて其骨子は變ることなかるべし此の推定にして誤りなくんば亦全然賛同するに吝ならざるなり

受刑者に對する接見及信書の制限に付て

發 行 田 中 肅 郎

新監獄法は頗る短編なるに不拘卷中克く行刑運用の指導を爲せり之れ委員諸君か多年實務上に經驗し

たる行刑百般の事項を此の短編中に網羅し盡したり

吾人何んそ此の金玉の法典に對して意見の餘地なしと雖も第九章信書及接見の項に受刑者に對しては著しく制限を加へられたるに依り實務に服するもの、實際に於ける便否の點よりすると又從來の經驗に依り聊か意見を吐露するの止むなきに遭到せり而るに本法は已に頒布せられて吾人の意見も十朝六黨に過ぎずと雖も幸ひ本法を補足する處の細則の發布未だ之れなきに依り其參考に資する處あらんも難計暫らく吾曹の意見ある處を云はしめよ

本法第四十五條及び四十六條に受刑者に對する接見及信書發受に關し大に制限を加へられ其親屬にあらざるもの、接見及信書の發受は特別の場合の外總て許可せられざる規定なり

抑も此禁制は如何なる事由に依り親屬と制限せられたるものなるや吾人の尤も解する能はざる處なり思ふに其親屬以外のもの、接見及信書なるものは受刑者に與ふに感化上に有害なりと認められたるに依るものと思ふす行刑上受刑者に與ふる感化に害ありと爲す以上に於ては飽まで本法の主旨を貫徹せしめざるべからず否らされは則ち行刑の目的を失はしむるに至るべし然らば果して本法施行の曉に於て實務家は如何なる方法に依りて其親屬關係を證明して許可を決定せんとするか茲に吾人の深く疑を有する所以にして本法が其親屬以外の者の接見及び信書は受刑者に與る感化に有害とする以上は其親屬以外のものは絶對に之れを認許せざるの主旨なるに依り其資格を判定調査するに當りても尤も其正確を期せざるべからず其正確を期せんと欲するには自然當該囚人の戸籍謄本を以てするの外途なかるべし此戸籍謄本なるものは戸主に附屬する處のもの以外に及す能はざるなり故に戸籍謄本以外の親屬は之れを證明するに由なく爲めに終には親屬にして親屬にあらずと爲し接見又は信書の發受を許可する能はざるに至るべし或は彼等の申立を聴取して而して之れを親屬と爲し許可するの已むなきに至るべしと雖も事實如斯薄弱なる彼等の申立を以て直に親屬關係を斷定するに至らば必然茲に本法の精

神を没却するものと云ふべし
而して吾人は從來の経験に徴するも毫も親屬以外のもの、信書及接見其のものが受刑者に對し感化上有害なりと認むる處なくして寧ろ教訓的効果を認むべきは親友又は恩師人の接見又は信書にありと思ふ意す親屬の接見又は信書の如きは單に愛情の刺戟に依り僅かに肝要なる用件をして完結するに止まり何等教訓的効果を認めず之れに反し親友又は恩師人の信書及接見に依り與ふる感動は必ず親屬以上にあり言句皆誠意に出て愈教訓的感念を與ふべきなり之れ吾人の實驗に據るものにして本法か如斯一大制限を加へたる趣旨の那邊に存するや吾人の疑念に堪へざる處なり

從來受刑者行狀錄整理に際しても親屬故舊に關する事項ありて多くの場合其接見又は信書の發受は本項を決定するの資料に最も有力なるものにありしなり又如何なる短期刑者と雖とも收監と同時に戸籍謄本を徴し置かざるへからず接見の場合は兎に角信書の受理に際し必ず之れを先んじ集收するを要すへく其繁雜や思ふべきなり

— A History of the Japanese Prison System —

監獄法に就て

盛岡 熊谷 熊次郎

監獄法は法律第二十八號を以て發布せられ全編章を分つこと十三章、條を逐ふこと七十五條而して其中最も新に規定せられたるものを擧ぐれば

一、傳染病に罹りたる者の入監を拒絶し得るの件
二、就業又は用務に因る創傷若くは疾病の爲め業を營む能はざるに至りたる者の手當金を給與し得るの件

三、特種の者は年齢に拘はらず教育を施し得るの件
四、在監者の逃走逮捕に關する件

五、囚人に裸衣の自辨著用を許すの件

六、病者の情狀に因り病院に移送し得るの件

七、在監者宛の送致物の没入廢棄に關する件及在監者の私に所持する物の没入廢棄等に關する件
等は今回監獄法に依つて始めて規定されたるの事項にして最新の理想に富む最も文明的の條文なりと云ふべく其他舊來の監獄則並に施行細則等に曾て見ざりし事項のなきに非ざるも夫等は皆何指令若くは通牒等に依り夫々處辨し來りたる事項を更に法律として規定せられたるものに係り茲に法律として世に表はるゝに於て一層重きを加へたるものと云ふべし其餘に至つては總て舊監獄則の條文を採つて以て監獄法なる法律の條文と爲したるに過ぎざるが如しと雖も皆共に改正刑法の行刑法として刑法と共に泰西文明先進國に愧ぢざることを得是より我國監獄の一新面目を革新するに至るべきは蓋し信し

て疑はざる處なり而して左の場合に於ては如何なる方法を執るべきか疑點を述べて聊か當局の參考に供せんと欲す

(一) 在監者逃走したる時の逮捕に關する件

在監者逃走したる時は監獄官吏は逃走後四十八時間に限り逮捕することを得との規定は逃走を發見したる時より計算するか將た其逃走事實の生じたりと推定したる時よりするか若し逃走事實の生じたりと推定する時よりとせんか事實の生じたる後數時間を経て發見したりとせば逮捕の時間減縮するに至るべし且又此場合に於て逮捕に従事する官吏には何月何日何時迄は逮捕官吏たるの證票を附與するか將又逃走者潛匿したる時は家宅を搜索すべしとの命令を下して以て搜查權を與へざるべからざるものと信ず果して如何なる手續を執らしむるか

(二) 病者を病院に移送したる時の取扱

に就ては移送を受けたる病院の長をして監獄に關する諸般の事務を處理せしむるか將た仍ほ監獄に於て處辨せしむべきか或は是等は移送を受けたる病院をして取扱はしめ監獄は唯だ之が監視に任ずるを以て足れるに非ずやと信ず果して如何に決定せらるべきや

(三) 文書圖書の閱讀を許す事

に就ては最も能く個人の關係を詳察し之を閱讀するに因つて自由刑の本旨に戻らざる限りは社會の發達進歩の状態を知らしめ得るの文書圖書は閱讀せしむるを許されんことを望むものなり從來の監獄則に在つては曩には囚人の看讀書籍は修身、宗教、教育、營業に必要なものに限りたるものを後改めて感化上妨けなきものと認むるものに限るとせられ字句の上には相改りたるが如きも其實際に至つては相異なる事なきの實況にして何時も千遍一律的陳腐に屬したる修身書に非ざれば宗教、教育に非ざれば營業而かも多くは陳套世間餘りに顧みざるに至りたる頃初めて監獄の看讀書籍となりたるが如きものは敢て珍しからざるが如し然り而して由來行刑の狀態如何と顧る時は自由刑は其名の如く犯人の自由を拘束し一切萬事社會の情態を知らしめざるものと爲し在るが故に現下自國の進歩の程度は如何商工業の發達程度如何諸物價生活程度勞働賃銀の如何をも絶て知ること能はず茲に於てか長期刑にして監獄に居るの久しき者は社會の進歩發達に後るゝ事も又甚しく在監五年なれば社會に後るゝ五年在監十年なれば又十年社會に遠ざかるは自然の數なり是等は文書圖書の閱讀に依りて少しく償ふ處あらしめんことを望むものなり固自由刑なるものは犯人の自由を拘束し惡交際を斷ち惡癖を矯正し偏に良心化して出獄せしむるのみにては未だ以て行刑の目的を達し得るものと云ふを得ず少くも善交を勧むると共に社會に出てゝ自立し自活し得る迄の教養を施し社會生存競争に伍し得るの覺悟を與へて出獄せしめざるべからず余之を往年事實に聞く或る囚人、獄に擊るゝ事十數年期滿つて出獄するや當時通貨の種類と其價とを知らず暫く困難せりと夫れ如此にして何んぞ能く社會萬般の事情に通曉し得べき如斯にして社會に棄てられ遂に社會の變遷と共に權移し能はず終に再び方向を誤るもの少しと爲さず故に閱讀文書圖書を制限する法規命令を設くるに當つては個人の關係を詳察するに於ては彼の稗史小説の如き有害の物を除き有らゆる新刊書籍雜誌官報等は勿論新聞紙と雖も所謂三面記事の如き有害無益の部分を除くの外閱讀せしむる事を許すの必要あるべき事をも聯か豫想せられんことを望むものなり

施行法制定に付て一二の希望

と之れ蓋し國定したる傳染病即ち虎列刺、赤痢、腸室扶私、痘瘡、發疹室扶私、猩紅熱、實扶埤列亞（格魯布を含む）及び「ベスト」等の急性なる傳染性を帶ぶる處の傳染病を指定したるものならんと推惟す、而して此の國定したる傳染病は其の傳染力猛惡にして一時に數萬の生靈を殲し以て社會の安寧を亂すの恐れあるものなりと雖此の以外にも亦一層傳染力の強固なるものありて存す所謂今時醫學界の定論として動かす可からざるのみならず吾人一般に傳染病と認めて疑はざる最も恐るべき彼の結核病、癩病、トラホーム、產褥熱及び其他の傳染病も（必要と認めたる時）國定傳染病と同種に取扱ひ嚴に之が隔離を施されんことを望む而して彼等囚徒の康安を計り其の恩澤を知らしむると同時に其の生命の貴重なることを自覺せしむれば自然遷善改惡の念を起して戒護上にも偉大の補益を來すものと信ず此際施行法制定に付きては是非國定傳染病のみならず右の如き病名をも成文中に明記して其施行法方を示し益文明の恩澤の有り難きことを彼等の腦髓に傳へ込む様制定を重ねて望むものなり

監獄法第四十三條に曰く、精神病、傳染病其他の疾病に罹り監獄に於て適當の治療を施すこと能はすと認むる病者は情狀により假に之を病院に移送することを得

と之れ即ち監獄醫の以て精神病と診定し傳染病と診定し其他專門の治療を必要と認めたる疾病に罹りたるときは之を監獄外の病院に移送して治療し得らるゝものと思惟す然らば則ち此の時に當りては是非一定の病院を指定し置くの必要を感ず加之又以て有益なる事柄なりと信ず所謂精神病及び精神病障礙者は巢鴨病院を指定し傳染病は傳染病研究所を指定し其他專門の治療を要す可き疾病は永樂病院を指定し其の内傳染病及び其他の疾病は症狀の如何を顧みる必要ありと雖も此の精神病者に限りては病質如何を顧みるの必要なく必ず巢鴨病院に移送すべしと制定あらんことを望む殊に監獄の構造設備の完からざる今日に於ては尙斯くならざれば病者の不幸も尠からず又免因保護上にも惡影響を及ぼし折角の監獄の目的も徒勞に期するの患を生ず此際吾人は是非此の如き制定を希望して幾多不幸なる病者に幸福を與ふると共に醫學界に迄貢獻せんと切望するものなり

新監獄法

尾道 山崎 柳藏

吾等が日夜大早の雲霓を望むが如くまことに待ちたる新監獄法も去る三月二十八日官報法律第二十八號を以て公布せられたり今左に新監獄法第六十條を摘出し以て聊か卑見を陳ぜんと欲す

十一 二月以内の輕屏禁
十二 七日以内の重屏禁

屏禁は受罰者を罰室内に晝夜屏居せしめ請狀に因り就業せしめざることを得重屏禁に在ては仍ほ罰室を暗くし臥具を禁す

第一項 各號の懲罰は之を併科することを得

と規定して通常在監人の獄則違犯を罰するには第一乃至十二を以てし其甚しき行為あるときは輕屏禁（又は重屏禁の罰を科することあるか如し然るに従來二者處罰の効力如何を考ふるときは輕屏禁（舊法屏禁）に効力多くして反て重屏禁（舊法暗室）處分に効力少なきか如し蓋し其所以は一概に論斷し得ざると雖も凡そ暗室の構造精妙を極め光線の斜入することを得さらしむるか如く出來あるも要する所處罰期限五日以内（新法七日以内）を越ゆることなし而して其被罰者に就て之を檢するに處罰の前後一時早きか如し顧みて然る所以を考ふるに重屏禁處分は處罰時間の短くして咎苦反省するの少きが故にはあらざる乎而して彼の輕屏禁の如きは數十日若くは數月間一室に孤生し耳には徒らに諸種の音聲を聴

くのみにて且つ却て腦裡に種々の想像を惹起し依然身は屏禁せられ眼は只た周圍の黒板屏と相對し朝
夕唯だ蒼天を仰望し空しく月日と白雲の往來を見るのみなれば心は矢竹に馳るとも所作の之に伴ふこ
と叶はざるが故に寧ろ重屏禁に在て音聲の耳に達するなく物の眼に觸るゝなくして心識を刺撃するも
の少なきより反て其の苦痛は多きを覺ゆるなり今感化の點より之を論ずるも日々典獄看守長巡視して
之を説諭するあり又教誨師屢々臨んで之を教誨を加ふるあれは無聊詮方なきの時又沈思默慮の際修身
道德の講話を聞くを以て身を圍繞するものは渾へて是れ改悛歸善の媒助たらさるものならざるはなし
以是甞に獄則に違犯したるを悔悟するのみならず元來身の獄中に投せられたる所以を追憶し往々悔悟
の狀を顯はし輕屏禁の處分を受けたる爲め人物の生れ變りたるか如き感想を與ふることあり之を譬ふ
るに嚴父の愛兒を諭すに叱聲怒罵拳を以て頭腦を撃たんよりは寧ろ諄々能く道理を説き其心得違を責
め且つ諭し且つ教ふるの勝れるに如かず此に因て之を考ふれば重屏禁處分は怒聲碎瀝固牢頭上に落下
して一時只た小兒をして恐怖せしむると一般ならん豈小兒教育の本旨ならん哉况んや重屏禁の如きは
甞に食を減し嚴寒肌を刺すの日も尙ほ且つ臥具を與へずして徒に身體に飢凍を感ぜしめ又炎熱焼くが
如き候と雖ども黑暗場裏に呻吟せしむ彼等は其苦痛を排除せんと欲する心配にのみ頓着して自己の過
ちを追念し熟慮考察して自から之を改むることを忘れ官吏の所斷を怨恨するの意を生じ遂に處罰の目
的を誤るが如き結果なきを保せんや敢て大方の識者に質す

監獄法施行細則制定に際し希望する所あり

和歌山 佐瀬庄三郎

監獄參觀者に就て

監獄の門戸は堅く閉して容易に窺ふを得ざらしむるは現時の狀態にして畢竟刑罰密行主義を確保する

上に於て止むを得ざるに依るべしと雖も利ある處害必ず之に伴ひ爲めに外界よりの刺撃を受くるの機
會に乏しく舊きを捨て、新に移るの遲疑なるを免れず然らば漫然門戸を開放せんか監獄事業を誤解せ
しむるの弊を生ず其取捨如何は大に考慮せざる可からざるは勿論なりと雖も餘りに窮屈ならしむるは
斯業改良の上に利あるを認めず毫も障害なく實益ありと認むる參觀者に就ては宜しく門戸を開放し之
を歡迎するこそ監獄最終目的たる囚人感化歸善の一助ならんか

新監獄法第五條に監獄の參觀を請ふ者あるときは學術の研究其他正當の理由ありと認むる場合に限り
命令の定むる所に依り之を許すことを得と

監獄參觀者に對する許可權を實務當局者に委任したるは大に歡迎する處なり手續法たる施行細則を制
定するに方り從來の本省許可主義を全廢し實務當局者に其裁斷を一任せられんことを望む

監獄法第六十九條に就て

釋放せらる可き重病患者は其請求に因り仍ほ在監せしむることを得るの法文は人道を重ずる一大進歩
と云ふを得べきも之れを運用するに當り廣義(留置日數無制限)の解釋を定るときは却て人道に背反す
るの惡結果を免れず然らば手續法たる施行細則に於て其留置日數を限定せんか窮屈の結果美法も死法
に歸し五十歩進んで百歩退くの謗を免かれず留置日數の如きは宜しく典獄裁斷の許に一任せられんこ
とを望む

假出獄及假出獄取消に關する希望

新刑法第二十八條第二十九條を案するに懲役又は禁錮の刑に處せられたるもの改悛の狀あるときは有

期刑に就ては其刑期三分の一経過したる後行政の處分を以て假に出獄を許すことを得とありて其第二十九條に於ける假出獄取消處分は凡て假出獄期間中に限定せられ居るものゝ如し思ふに改悛の二字は讀んで字の如く前非を悔悟し本心に立ち歸りたるものを意味するを以て事實拘禁し置くの必要あらざるは多辯を要せざるも累犯者は勿論初犯因と雖も仔細に調査するときは其多くは檢舉せらるゝに至る迄尙幾多の犯罪事實を爲し居るかは實に意外にして言少しく矯激に失するの嫌なきにあらざるも社會中層以上の位置を占め世の儀表となり居るもの及身司獄の重任を擔ひ威化規律の標的となり居る者と雖も深夜人靜かなるの時沈思默考自己が既往の経歴を探查し來らば假令一時の惡戯にせよ蓋思ひ半ばに過ぐるものあらん況んや德義の感念薄弱にして名利の深淵に惑溺し其極固圉の身となりしものに於てをや宜なり彼等の初犯として計上せらるゝは只刑の初犯にして罪の初犯にあらざるもの多數を占むるを故に累犯者は勿論初入者と雖とも既に常規を逸して毫も愧る處なく心身共に腐敗し親戚益友の忠告は擧げて馬耳東風視せざるもの夫れ幾許かある如上惡化せる囚徒をして其性癖を矯め良習慣を馴致し再び岐路に彷徨せしめざるべく所謂遷善改過の實効を奏するに至らしむるは眞に至難の事業に屬し如何に處遇の進歩せる今日と雖も豈短日月の能する處ならんや然るに我新刑法に於ては懲役又は禁錮に處せられたるもの改悛の狀あるときは有期刑に就ては其刑期三分の一とありて新監獄法に於ても又何等之か制限を設けられず之に依りて之を觀るに三ヶ月の刑を受けたるものは一ヶ月経過後は假出獄を爲さしむることを得ることとなるも現行刑法により刑期三分の二経過後に於てせる者と雖とも多年の實驗に懲し遺憾なき能はず況んや將來益々生存競争の度を加ふへき復雜なる世に處し僅々刑期三分の一に減少するに於てをや其結果豫想するに難からざるなり故に余輩の見地よりして規定外尙犯情特に憫了すべきものを除くの外少くも一年以上の威化期間を有する即ち刑期三年以上のものにあらざれば容易に假出獄を許さざるの特別法を設けられんことを希望せざるを得ざるなり是一面詰なるか如

きも威化上實に止むを得ざるの要求なりとす

又新刑法第二十九條に於ては單に刑期滿了後は假出獄の取消を爲すを得ることと限定し監獄法に於ても別段之か補則を設けられざるものゝ如し而も本件に關しては彼監獄學の泰斗ドクトルクローネ氏か我遣外法官に對し外國の立法例として談話せられたる記事の一節に徴するに「白耳義國に於ては假出獄を許したるときは之を言渡すに一定の期間を定め其期間内は何時にも假出獄を取消し得ると規定し而して其期間は少くも三年以上と規定して居る佛國にては此期間を五年以上の定めて居る日本舊刑法に於ては我々と同様假出獄に就ては惡經驗を有したに相違ない又日本新刑法も立法に參與せる人は何れも博識の人に相違ないから多特別法を以て補ふことか出來る様に規程して居るに相違ないと思ふ」云々此談話克く吾人の意見を盡し其欠點を披瀝し居るを以て又叟々の辨を勞せず希くは適當の取消期間を特定するの補則を設けられんことを切に翹望せざるを得ざるなり

文拙く意義徹底せしむる能はざるも此際處志を開陳せざるは職務に忠なる所以にあらずと信し聊か希望を述て大方諸彦の叱正を仰ぐ

監獄法施行細則に於て運動を要する懲役囚の運動時間 を作業時間中に算入せられんことを望む

在監者の運動は既に本則に於て制定せらる此運動は從來之れを施行するに當り其利用時間に腐心する處にして特に時間の認定を望み居りしや切なりし今や改正せられんとする細則を窺ふに在監者特に懲役囚に於て認められたる時間なく尙休役時を利用し之れを施すに似たり此の如きときは常に作業時

間と衝突すること多く強ひて就業時間の前後を以て之れに充てんか勢ひ喫食休養の時間を奪はれ運動の目的を達する能はざる而已ならず反りて早食急飲の弊を醸すの恐れあり特に短晨遑なきの日に當り殆ど之れを施すの餘地なきに於てあや故に完全此の目的を達せんには細則第五條に於て認めらるゝ授業教誨と同じく運動を要する懲役囚の運動時間は就業時間に算入し充分法に於て時間を認められんことを望む

作業賞與金の率に就て

井口兵之助

現行監獄則第二十二條以下の作業給與工錢を新監獄法第二十七條第一項第二項作業賞與金と改正せられたるは最も著しき且進歩したる適當の御改正なるを疑はす然るに該賞與率は別に施行法として規程せらるゝものとは技能の巧拙及勉否に依り適當に分與し得べき範圍を設け可成下限を低くし其標準左記の如く規定せられんことを望む

一 刑事被告人

一 拘留囚及禁錮囚

一 懲役囚

一 科程外の働を爲したるもの及免役日使役したる者には前項割合の外一日金五錢を増與す

金參錢以上
金貳錢以上
金貳錢以下
金拾八錢以上
金拾八錢以下
金拾四錢以上
金拾四錢以下

囚人の服色に就て

(監獄協會に於て)

早崎春香

諸君、私は色彩に付きましては全くの無知文盲即ち色盲でございまして殊に衣物の色合などは私の柄にない問題、それに又私に元來ソークラテースの所謂「事斷するは數に非らずして經驗的智識なく」と申す説を信する者でございまして、囚人の服色も矢張小河博士の専門的知識に一任せらるべきものと存じますが茲に士が判斷せられませうするための御参考といたしまして、染色の知識を一人御紹介がてら敢て兒童たちの爲に區々の希望を申し上げませうならば先づ第一に囚人の服色は餘り出世間的ならで可相成は矢張

世間的

ならむことを希望いたします、現在の赭色は秦の始皇の時初まつたものとやらて始皇時代の服色を以て明治聖代の刑罰を行はむとす抑難哉など難誌は難じて居りましたが果して事實が否か相分りませぬから秦の始皇とは申しましたが今は一考を差控へまして眞の參考迄に申上ぐるに過ぎないのでございませぬ、それから先輩の方に承りますれば只今の赭色は最初いづこかの土を以て染出した色で國內にはたはは今度はそれが皮膚を犯したと申すやうなことで、又一面には絨物などに赭色が織込まれるの自然製作物の品價を落すやうなことも免れなかつたとのことでございませぬ、是等は其時代其染料其の色合が餘りに世間から遠ざかつて居るためかと存じますから今度改めらるべき色合は先づ世間的應が大切かと存じます、次には服色が一律ならで或程度までは

ならむことを希望いたしす、現在では児童も成人も男子も女子も、又二十六度の琉球も五十度の樺太も、夏も冬も肌衣も上衣も一切一律の赭色を用ゐることとてございすが、これはどうか土地の温度や年齢や男女性などを斟酌せられまして可相成は其れ相應の服色に改められたいのでございすが、併しそれにはまた紀律整理上の都合などもございまして、なか／＼困難でございませうから先づ大體に於きまして児童と成人とに區別せられ児童には飛白なり、縞なり其土地相應の衣物を與へられ尙其上に白衣を許されまして成人には一定の服色を定めらるることに相成りない、尤先年小河先生から承りました、ハンガリーの國事犯監見たやうなものが特に設備せられましてそれにはまた児童と同一白衣を許さるるやうに相成ますることは常に切望する所でございすが、次には可成反情主義ならて或程度までは

同情主義

ならむことを希望いたしす、現在では著る當人にも可成嫌はるゝやうな色合で一律に加辱の意味を含めてございまして自ら世間からいやらざるやうな次第で第一児童を始め少し身分のある人や犯情のあはれな人に對しましては如何にも忍びがたき場合が少くないのでございすが其れ故にこれより改めらるべき服色は出來得る限り著る當人も世間も餘り不快を感じざる色合に定められたいのでございすが、これは獄務攪要に依りて調へられたい所の「囚人を人として取扱ふ」上にも切實なる關係がございませうかと存しますし、現に川越の事業開始の後、彼等児童は一般家庭と同様の衣物を着せられまする所よりいたしまして「私タチを矢張人間として世話して下さるのか知ら、デヤ」私タチも人間らしくしないぢやないまい」など話し合ひまするやうなことは私共の屢々實際に経験いたしまする所でございすが

大要古の趣旨に依りまして彼此參酌の上、児童に就きましては男兒と女兒とを問はず第一飛白が適當かと存じます尤少く高價でございするから或は飛白或は縞或は男兒には黒、縞の洋服も宜しうございませう試に川越(別表一號)熊谷(別表二號)の児童たちへも其好む所を尋ねて見ましてでございすとてございすが、但し児童の方は一律一色では甚だ困りますからこれは前に申上げました通り出來められなかつたことを甚だ残念に存じて居りますが監獄法案に依りますれば十八歳未満の児童を御認は大に望を屬して居りますやうなわけで折角これに御認めに相成りまする以上は第一衣服の形式、色合なども児童相應のものに改められむことを特に熱望する次第でございします次に

成人

に就きましては黒、又は濃紺が比較的適當かと存じましてこれも試に囚人たちに黒、紺、鼠、淺黄及赭の五色につきまして其中最好む色合を尋ねましたらば七百人餘りの中五百人餘りは紺を好む由を答へました(別表三號)尤「黒は陰鬱を表す色彩なり」とは學者先生から承りまする所でございすがれども強ちに左様にばかり限られては居ないやうに存します例は印度人を見ましても別段陰鬱を感じさせぬで反て赤道直下の陽氣な風土が想像せらるゝやうにも感ぜられます、なにそれは早崎の色か黒いからであらうといへばそれまでのこととてございしましやふが併し又學者によりましては黒は陰鬱、悲哀を表す外にまた眞面目を表す色彩なりと教へらるる方もあるやうでございすが、私は寧ろ此眞面目説を信する者でございまして先年イギリスノミス、ヒュース嬢が此處に御出下さいまして一場の演説をなされた時の御仕度は上は御朝のかざりより下は靴の爪先に至るまで總て黒でございしましたが私

は少しも陰鬱を感じさせぬて反て眞面目否寧ろ快活なる貴女よと今も猶畏敬の念を絶ちませぬ、思ふに御自身は申すまでもなく眞面目な御心持で入らしつたらうと存じます、サテ右の囚人中男囚には鼠小僧の智恵が持ちて見たいから鼠色を好む由を答へた者もございましたが、併またそれとは全く反對に紺は二度こいふ辻占にもなりませんから、と申して淺薄なからも改過遷善の意味を表しつつ、紺を選だものもございすそれは又女囚には黒が上品でございすから、と申して黒を選んだものもございすなど五色の色を十人十色の色々に面白くまた有益に道理をつけましたが、私はさばかりの眞理や興味を考へましたわけではございませぬて全く此處に持参いたしました此黒 紺の染色法を發明せられた方が知已でございす所からいたしまして此發明者を小河先生とまた諸君の御前に御紹介いたしましたならば餘程有益でございすまいかと存じましたに過ぎませぬ此發明者は幸にも御互の同僚でございまして目下高知監獄に看守長を奉職せられます弘光忠誠君でございす、此人は殆ど十二年許の永き年月専心一意多くの精力と少からざる資力とを費して之を發明せられましたさうて初は斯の如く(甲號)紺色でございすすが漸次洗濯を重ねるに連れて益々濃紺となりすこれは二度程洗張りしましたのでございすすが斯の如く(乙號)殆ど黒に見ゆる程になりました後は地質の運命が續きます限り褪色する氣遣はございませぬ、これが弘光式染色の特色でございす尙爲念弘光氏の御意見をも問合せましたらば氏も御賛成の由で現在の赭色よりは寧ろ安くは出来上るとも高いやうなことはなからう、そして先年の實驗によれば浦和も水質が能く適當したやうであるから日本國內三、四水質の良き監獄を指定せられましたならば總て監獄の手製で出来ませうと申してまゐりました、そこで假に此黒又は濃紺に改めらるゝものといはしました處でサテ

現在の赭色

を一切不用に歸し全然新品を用ゐるには多分の費用を要しまして所詮行はれざることに存じま

すので試に現在の赭色を黒に染めましたらば斯の如く(丙號)又紺に染めましたらば斯の如く(丁號)染まりました尤現在各監獄に用ゐられます赭色は其染料なり染色法なりが色々になつて居りませうから何れも此通りの色に染まりますか否かは更に試験を要する事柄でございす、終りに

衣服の形

は如何なる形が宜しうございませうかこれは衣服の色合と同様に大切な問題かと存じますが私の意見では仕事衣といたしましては日本の印半纏の形が最氣が利いて輕快に見えますけれども何分腹掛などりて見ました尙費用の點からいたしまして淺黄説もございしましたのでこれも共に見本を提出いたします御參考に供します淺黄ならば染料が紺に比べて三分の一位で出来上りませうかと申すこととございす。若しも一足飛に服色を一變しがたき事情がございすならば前の鼠小僧を理想するやうな人物は暫く現在の淺黄なり赭色なりにも苦しうはございすまい此邊が前に泰の始皇から差控へておきました處の一考に價する問題かと存じますそは兎にも角にも黒又は濃紺について御詮議に相成りまするやうでございすならば右の弘光君に御下間になりませうならば至極のことかと存じます弘光君は元來謙遜家でございすから自身から進み出でとやかく申すことはございすまいか小河先生からの御言葉でございしましたならば喜んで研究の任に當られますこととございませうかと存じます。

(別表一號)

兒童着衣嗜好に關する調査				
種類	嗜好	理由	調査	川越兒童保護學校
縞	二	奇麗ダカラ	二	由
縞	二	奇麗ダカラ	二	年齢

縞	飛白	縞	縞	飛白	
二三	一五	八	一五	七	
普通多ク着ルカラ	汚レ目立タヌカラ 着慣レシ故 職業ニ適スルカラ 丈夫ナルニヨリ	奇麗ダカラ 學生風ダカラ 體裁ヨイカラ 丈夫デ色認メヌカラ	商人ナラント思フ故 着慣レタルカラ 色認ザルカラ オナシ向キナルカラ	汚レ目立タヌカラ 丈夫デ汚レヌカラ 汚レ目立ツカラ 洗濯スルニ都合ヨシ	商人ニチルノダカラ 柄ガヨイカラ 見テ奇麗ダカラ 汚レ目立ツカラ 洗濯スルニ都合ヨシ
四	二 三 三 五	一 三 二 九	二 一 二 三	四 四 七	三
八	九	一九	六	四	
汚レ目立ツカラ	職人風ナルカラ 下品ナルカラ 荒ラシイカラ	商人ニハ似合ヌカラ 職人ニハ似合ヌカラ 學生風ナルカラ ハデナレバ	體裁ヨイカラ 汚レ易イカラ 似合ヌカラ	下品ダカラ 職人風ダカラ 汚レ目立ヌ故衛堂上ヨクナイカラ	着慣レヌカラ 商人風ナラヌカラ 似合ヌカラ 小僧ヤ何カハ着ナイカラ
三	一 三 四	二 三 四	二 大人風ダカラ 一	一 二	一
	十七			十六	

縞	縞	飛白	縞	縞	飛白	縞	飛白
五	七	六	一	二	七	一	
家ニ居リシ時ヨリ着慣シ故	奇麗ダカラ 暖カソ！ダカラ	汚レ目立タヌカラ 奇麗ダカラ 丈夫デ汚レヌカラ 暖カソ！ダカラ	常ニ着慣レシ故	汚レヌカラ	見ヨイカラ 汚レ目立タヌカラ 丈夫ダカラ	柄ガヨイカラ	
一	一	二 只何ントナリヨイニ		二	一 三 三		
一七	四	一	九	三	二	五	一
汚レ目立ツカラ 大人風ダカラ	職人風ナルカラ 下品ナル故	似合ヌカラ	威勢ヨクチイカラ 汚レ目立ツカラ 破レ易スイカラ	見ヨクナイカラ 職人カ士方ラシイカラ	普通ノ家ニテハ余リ着ナイカラ	汚目立ツカラ 成人風ナル故	余リ着タヌナイカラ 色カ氣ニ入ラヌカラ
一 破レ易イカラ 四	二 二	一	一 七	一	二	三	一
		十五			十四		十三

總		紺	飛	縞
白	飛	縞	白	縞
五四	三四	三〇	三	三
柄ガヨイカラ 汚レ目ガ立 タヌカラ	奇麗ダカラ 汚レ目ガ立 タヌカラ	見ヨイカラ 奇麗ダカラ 柄ガヨイカラ 似合フカラ オトナシ 向ダカラ	農家トシテハ多ク着用スルカラ 丈夫ナルカラ	汚レ目立ヌズ丈夫ダト思フカラ 學生ダカラ 常ニ着慣レタカラ
六	二四	四一	一二	一一
エ見 學生風ダカ 品ガヨイカ ハ	エ見 丈夫ダカラハ 洗濯ニ都合 ガヨイカラ ハ	エ見 着慣レテ居ル カ 普通ヨリ著ル 色ガ褪メナイ 商人ニナルノ ダカラ	一	一
三 想理	九 用實	八 想理	一	一
二八	六九	六九	一	五
			着タコトナイカラ	汚レ目立ツカラ 褪色セヌカラ 着タコトナイカラ
			一	三
				二十

緋	飛 白	縞	紺	飛 白	縞
七	五	三	八	二	一 〇
職人ニナラント思フカラ 汚レズ丈夫ダカラ 汚レ目立タヌカラ	常着慣レタカラ 學生風ダカラ 奇麗デ汚レヌカラ	見ヨイカラ 似合フカラ 常ニ着慣レタカラ	職人ニナラント思フカラ 汚レヌ故 丈夫ダカラ 幼少ヨ。着慣レタカラ	品ガヨイカラ 學生風ダカラ 常ニ着慣レタカラ 汚レナイデ丈夫ダカラ	常ニ着慣レタルカラ 商人ニナルニヨリ オトナシ向キダカラ
一 一 五	一 二 二	一 一 一	一 一 三	三 三 三 二	二 二 二
五	二	八	一四	九	六
下品ダカラ 似合ナイカラ 職人風ダカラ	目立ツカラ 小供ラシイカラ	汚レ易イカラ 破レ易イカラ	商人ニハ似合ナイカラ 下品ダカラ 職人風ダカラ 人ヲル想ニ見ユルカラ	職人ニハ似合ヌカラ 商人小體ハ着ナイカラ 似合ヌカラ 着タコトナイカラ 汚レ易イカラ	似合ヌカラ 商人風ダカラ
一 二 二	一 一	一 七	一 五 五 三	二 一 一 二 三	一 二
十九			十八		

飛 白 七	綺 九	紺	飛 白 一二	綺 四	紺 一	飛 白 八	綺 二	紺	飛 白 三	綺 一	飛 白 二
綺麗ダカラ。	綺麗ダカラ。 汚レナイカラ。 自分ニ似合フカラ。		綺麗ダカラ。 丈夫ダカラ。	綺麗ダカラ。 美シイカラ。	汚レナイカラ	麗綺ダカラ。 丈夫ダカラ。 見派ガヨイカラ。	綺麗ダカラ 自分ノ家デ着テ居ツタカラ		綺麗ダカラ 汚レガ目立タトイカラ	綺麗ダカラ	綺麗ダカラ
汚レテモリカラナイカラ。	丈夫ダカラ。 自分ノ家デ着テ居ダカラ。 着タコトガナイカラ。		自分ニ似合フカラ。 汚レ目ガソカラナイカラ。	優シイカラ。 丈夫ダカラ。		破レナイカラ。 自分ニ似合フカラ。 氣ニ入ツテ居ルカラ。					
一 六			一 五			一 四			一 三		

[illegible]

(別表三號)

色	數	理	由
紺	五七九人	一汚レ目立タズ 一經濟上	二〇六人 一三三人 一外見上 一衛生上 八〇人 一五六人
淺葱	四〇人	一汚レ目立タズ 一經濟上	一六人 一三人 一外見上 一衛生上 六人 五人
鼠	六一人	一汚レ目立タズ 一經濟上	一三人 二七人 一外見上 一衛生上 一一人 一〇人
黒	五二人	一汚レ目立タズ 一經濟上	二二人 九人 一外見上 一衛生上 一八人 三人
紺	五〇人	一懲戒的 一汚レ目立タズ	二二人 六人 一習慣的 二八人
灰鼠	六人	一汚レ目立タズ	六人
計	七八八人		

紺	飛白	縞	紺	飛白	縞	紺	飛白	縞	紺
一	二	二	二	三		四	四	四	三
似合フカラ。	丈夫ダカラ。	汚レナイカラ。	自分ニヨイカラ 自分デ着テ居タカラ	自分ガスキダカラ。	丈夫ダカラ。	着タコトガナイカラ。	似合フカラ。 美シイカラ。	綺麗ダカラ。	丈夫ダカラ。
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	八	七							

(參考)

初 入 者 二 百 五 十 九 人 の 内

紺色を可とするもの

窃盗	強盗	詐欺	偽造	放火	賭博
六八人	四三人	三六人	一七人	三〇人	二二人
二二九人					

淺黄を可とするもの

窃盗	放火	偽造	賭博
三人	一人	一人	一人
六人			

鼠色を可とするもの

強盗	殺害	詐欺	偽造	放火	窃盗
五人	二人	四人	一人	一人	三人
十五人					

黒色を可とするもの

殺害	詐欺	偽造	放火	窃盗
一人	五人	一人	一人	一人
八人				

赭色を可とするもの

放火	強盗	偽造	詐欺	賭博	窃盗
五人	一人	一人	一人	一人	一人
十人					

一金四拾八錢

内

金四拾錢

金八錢

白木綿壹反代

綿絲百六拾目百目ニ付貳拾五錢

織手間

一金貳拾壹錢

此主用藥品

ソルベソーダ、エヒトブルー、

紺色壹反染代

一金拾四錢

此主用藥品

コロンビヤブラック、チカゴブリーム

黒色壹反染代

一金九錢

此主用藥品

チカゴブリーム、ベンゾコッパブリーム

淺黄色壹反染代

一金八錢

此主用藥品

ベンゾクロームブラウン、硫酸ソーダ

赭色木綿壹反染代

弘光式

一金壹圓貳拾貳錢七厘

一金壹圓拾錢七厘

差引金拾錢

濃紺

濃紺が安價

編者白す、早崎氏は實物を以て染色を示されたるも茲に掲ぐるを得ず宜しく同氏に就き實物を看らるべし

四人の服色改正に就て

(予は改正に賛成す)

四人の服色改正の議に關しては、當事者間に於て、其影響是非如何に就て、審細に研究せられつゝある一大問題にして、予輩黃吻の門外漢が、之に容喙するは甚だ禮を失するに似たりと雖も、討議研究の道に於て暫く諸賢の寛容を請ひ、一は以て會末に列するの榮に酬んと欲して微衷を述ぶる處あらむとす

井野、暢光

第一に問ふべきは、若し現在の赭色を廢せば之に更ふるに、必ず灰鼠色を以てすると定まれるや否やの點なり、聞くが如くんば、之未だ内議に止まるに過ぎざれば現在の赭色を改むるに何色かよき乎更に一步を進めて改不改の問題より囚徒の衣服には何色を可とする耶の一般問題なりと、予は竊かに信じ且研究的眼光を茲に轉ぜられん事を望むもの也

(二)前號原胤昭氏の論點は赭色と灰鼠色との是非にあるが如しと雖も、其諄々たる説を考へ其語脈を探りて之を歸納すれば、華やかなる陽色と質實なる陰色とに大別して其陽色を探るを可とし、其長き經驗は、蔭色の灰鼠色を非とし其提議を、甚しき驚愕を以て迎へざるを得ざる程の不可を認めたりといふ、灰鼠色否蔭色、果して如是絶對的不可なるものありや

(三)犯罪の主因が、概して鬱屈性等より來る者多きは事實ならん、實に人は精神和平得意の境遇にありては病的習慣者を除くの外は、殆ど犯罪すべき筈なければ也、而して彼等が一度入獄するや陰屈益々陰屈に、險惡更に險惡を加ふるといふもの果して多數の事實なるべき乎、蓋し或は有らん、監獄が益々犯罪を巧妙に助長せしむるが如き傾向ある機關となる事ありとは、道途の浮説に聽きし處なるが、予輩は之を過去一二の事實にして日進月歩の今日決して此事なきを信するもの也、然れ共社會が罪囚を讎敵視し又刑餘者に向て忌避冷視するは、今日現在の事實にして此同情なき事實が讎て彼等が不平と鬱屈と陰險とを増長せしめ、再犯數犯の餘儀なきに至らしむる也故に服色改良問題は、囚人よりは寧ろ、囚人を產出する社會の人心に對する一大警醒的敎訓となる也、免囚保護獎勵費のソレの如くにして而かも其効果は之に倍し必ずやセンシヨル的反省を人心に與ふるや期し得べし、監獄が遷善改過を目的とする機關たるや論なしと雖も一般の人心は單に懲罪讎復的の強制機關と見做し居る目前の一大事實なるを奈何せんや、而して赭色は讎復的加辱の精神の權化にして舊式遺物的の色彩なり、實に今日文明的思想を有するものゝ見るに忍びざる所也、反對論者或はいふ、赭色何故に加辱的にして

他色何故に加辱ならずや凡そ物は其用途に隨て貴賤の別をなす何物か囚人に被服せしめて加辱的色彩たらざらむと一應理あるか如しと雖も之實に赭色の習慣の頭腦より論するものにして服色改正論の動機には、維新的尊むべき時代思潮の向上進化を含むを熟思せざる故也、服色改正論が出づるは實に聖代の瑞祥たるを考察するを要す

(四)灰鼠色若しくは、藍鼠色の如き蔭色は、果して囚徒の感情を鬱屈ならしめ終に自棄自暴に陥らしむる危険ありて赭色の如き陽色は、果して彼等をして快暢和逸の情を催さしめて改過向上の利ある乎、亦同一の刺撃が長く、同程度に感觸せしめ得るものなる乎、單に囚徒と概稱すと雖も、其内に輕重長短種々の別あるを考へざる可らず、已に良心麻痺せる重犯の凶惡者にありては、多く入獄を納稅的約束事に見做して平然たらん、而して偶々改悔せんと欲するものあるは、或は敎誨に感激痛悔し或は無心の鳥語蟲聲に良心の聯想を起し潜然として心竊かに改悔を誓ふものあらむ、其動機は種々ならむと雖も必ずや、沈靜的、幽寂的、無心的に而かも意識の統一せる境遇にありて、反省の情を忽然湧起するに非る乎然らば陽色何の關する處ぞ、蔭色こそ却て反省誘導の天使たらずや、又赭色と見れば久習浸潤は現前の地獄界を聯想し、人間外の人間とも、人も斷じ自らも屈する、壓迫の先天の影響あり、予輩は服色改正が益する所は、前條社會敎育の外に囚徒自身が此改革に際し必ず其穿鑿的眼光を以て周圍の人心の如何に流れつゝある乎を物色し、該ねて之社會的同情の勸告なる事を感知して精神上に動搖を起し懺悔新生の祈願を懷くに至るあらむ事を推想するなり、又初犯輕罪者等にありては在監の日數甚だ長からざるか故に、被服色彩が及ぼす影響は眩目すべき程の事なきは推察し得べきも、之等起す事も又切なるものあらむ、此反省的情緒の盛なる時侮蔑的なる赭服を捨て、同情的改正色を用ひ敎務機關と相待て其心情に肉薄せば、其効果從來に勝さるるとも劣る事なかるべき也

(五)更に他色を用ゆるは、社會が貪求する裝飾的色彩を奪ふに異ならずて議論は極めて皮想の見解にして之迄囚人服として厭棄せられし興奮的赭色の爲にさへ幾何も社會が侵害を受けたるを感ぜざる事實は、其類似せる、紅梅、肉、紅、緋等の絹綿織布を始めとして日用器具に通じて其需用が殆ど遷る事なくして却て多數の要求あるは其反証とするに足るべく、監獄が赤煉瓦造り多しとて、之か爲に煉瓦に對する惡感情の侵染なきを以ても証とすべし、又鼠色類採用の爲に、禮服及び裝飾界に不快感を與ふべしとの議論は、極めて親切らしけれども之無用の懸念なり、何となれば單に鼠色といふも其種類極めて多く、灰鼠色一色を以て他と混同し一概に律し得べきものに有らざる也、且鼠小紋式は、十九世紀の我婦人界の嗜好たりしものなれども囚人の行列てう程の統一的行列は近時吾人の殆ど見んと欲して見るを得ざる現今の有様ならずや、况んや近時、衣裳裝飾界は新に新を競ひ奇に奇を爭ふの世なり其流行變化の劇しき巴里朝たの風尙が夕べに東京の人心を動かすか如きは珍らしからずして其色彩の如きは實に猫目の如くなるは茲に注目するもの、齊しく知る所なるをや、然らば予は何色をよしとするかいへば、長崎監獄の淺黃論者の如く灰鼠色の汚損し易きを排すれども現下各工場の勞働服は上被師より下は職工に至る迄淺黃色を用ゆればとて淺黃色の主張を妄同するものに非ず實に熱心なる宇都宮監獄の提出せる意見書の如く一般人民の被服と識別し易くして其外觀、衛生、經濟の點に於て適當なる、藍鼠色(青味勝)を可とするもの也、夫れ藍鼠色は一般鼠色中、比較的使用する範圍狭くして其色は摯實の意を表し舊時社交の盛ならざるの地に需用せられ、今は寒國或は僻遠の一部に行はるゝに過ぎず、今後流行界の變遷は豫め知る可らずと雖も、之を採用するも十中の八九色彩界に不穩の影響を及ぼす事なければ也

(六)次に監獄と社會との近接を難ずる人あれ共近接てう一語中にも雜多の意義あるべし、單に近接てう語を罪惡觀念の緩和微弱ならしむる方法と曲解すれば難者の言一理あれども實際に於て囚徒と社會と

か膝を交ゆる迄に近接し得べからざる性質あると同時に、ソレ程に佛陀の大慈悲心に、世人が住し得る日は己に監獄なる名稱の撤廢せらるべき淨土實現の日ならざるべからざるをや、所謂近接なる語は目前の狀勢があまりに、監獄と社會と阻隔して内外相待つなきを憂ひ、獄事思想の啓發と外護援助の要求の切なる叫びとして吾人は此語に聽き大々的賛成を表するもの也

(七)吾人が服色改正に賛するは雷同的歐米の模倣にあらず、罪惡忌避觀念の排斥にあらず、赭色が失態ありしが故にといふに非ず赭色より效果あるを信じ同情心の勸起と人心の開明とに多大の貢獻あるべく實に此要求は獄事上に題はれたる日本國進歩の道程標たるを知れば也序に申したきはハイカラ主義とか、學理は畢竟學理とか、歐米の模倣心とか埒外の語勢を擧げて反對論を挫かんとする事を謹まれん事を欲す、前人の經驗尊ふべしと雖も以て今人の經驗と理想とを輕ずる勿れ、取捨長短は單純なる模倣に非ず學理の實際と隔歴し或は嚮導の價值なきものは學理に非ずして空談なる事を知れ、彼の朝日新聞の改正問題に關する記事の如きは己に己見を狹んで筆を採りし跡歴々として見得べくかゝる不謹慎なる且威壓的の筆鋒は協會雜誌々上に於ては必ず謹まれん事を希望す不敏省みる所なくして罪を累説に得たり、伏して大方の叱教を俟つ

病床にあり澁硬の筆益澁滯を加ふ願くは是正して門外年少漢が如何に此問題を觀せしかを御覽被下餘白を惠まれよ

寄 書

○監獄新築に就て

公 本 生

本邦監獄は漸次改築せられんとす其竣成せるものを見るに外觀の森嚴なる如何に猛惡奸智の徒も門牆に對せば既に破獄逃脫を夢幻にも想起せしむる餘地無からしめ又其壯美なる舊時の獄舎に比せば王公貴人の館殿の如く然して有司に深遠該博の學者あり經驗に富有敏腕なる主典あり監獄則の革正も近にありと聞く斯く戒護場の形式に於て將た法に於て他の文明國に不劣に至り以て懲戒悔悟の目的を全達し得に依て余は余の天職たる藥劑師として其既成監に就て一部の衛生的調査を行ひしに尙ほ未だ不備の點あるを認めり依て茲に一二改善を欲する所を述べ目下工事中のもの及び將來起工さるべきもの参考に資せんとす

(一) 井戸の整備に就て

位置の撰定及土地の清潔を望む

く家屋に接近せば屋根塵埃其他雜物の落下する虞あり又地下層に設くるも之と等しく否之より以上の不潔物の入る嫌忌あり出來得る限り高層上に設けられたし

井の種類、構造は可成深掘とし井戸側は全部石又は木造とし同質の底を付せられたし中間桶側を缺き土層を顯はすときは此部は菌藻類を着生すると井水の汲取に際し井水の溢落雨雪の降下して下段の土地に溜溜腐敗せるもの流下すると且つ汲水法唧筒に據るときは漸次減水に従ひ土砂をも汲上するの不利なると又汲取を休止するときは唧筒内部に残れる水は自然落下し井水を混濁せしむる恐れあり

下水溜、便所、厩舎、浴場、工場（衛生工場左官工場等）病監等よりの距離

一度使用したる廢水は直に投棄の便と經濟上の利益の爲め井戸の近傍に下水溜を設くる弊あるも總て土地は一見したる所にては甚しき不潔を認めざる所と雖とも其表面は

建造物の位置方向其他諸般の設備は起工前即ち設計の當時既に定まれる等にて井戸を設くべき地位も概定せるならば其豫定位置をして土地の汚れとなるべき事は當初より絶對的に忌避する様注意したし若し一度便所、下水溜、洗濯場等を設くることあらんか其土地の一度受けたる汚れは中々容易に回復し得るものに非ず如此汚穢せる土地より採取せる井水を飲用するは畢竟一度排泄したる不潔物を再び口復に入るゝに同じく單に不潔と云ふに止まらずして必ず人身に害惡を及ぼすことは勿論にして例へ其使用の途飲料水たらずとも飲食器具の洗滌衣服の洗濯等の難用に充つるも間接に衛生を害さん殊に病患者の排泄物ありたる場合には其害毒の傳播一監一獄に止まらざらん故に例へ工事上便宜を缺く場合ありとも衛生を尊重し土地をして清淨に保持せられんことを望む

井を穿鑿すべき位置は高燥の清淨地たるべ

(二)

(二) 下水及下水溜

最とも不潔にして單に純良の水を流すも頗る汚染せらる殊に之等便所等の汚穢を増さしむる設備井戸より五間以内にあるときは之等より浸潤滲入し井水を汚すものにして豫て警察令の布達もあり殊に先般開催せられたる萬國衛生會議に於て澳國學士の尿汁滲入の驗出證明もあり疾病の素因となり又病毒傳播の虞あるを以て此隔離を確保するに勉められんことを希ふ

之等にも石又は木造の底を附せざるへからず汚水も少量ならんには土地の厚層を流下すは濾されて清淨とする性質あるも之には限りあることにして下水溜等の無限量の汚穢は此自淨作用を超へ浸透遂に井水を汚すに至る

(三)

換氣口の擴張を希圖す

監房換氣口の取付方 此換氣口の開閉は監房内部に裂隙を有する小木板を施して此用に供さんとするものゝ如きも毫も衛生思想の

(四) 暗室構造

缺如せる囚徒は開閉の繁を厭ひ常に之を開鎖す殊に冬季に在ては此裂口は勿論極微細の所をも搜索して布片衣類等を以て密塞するを以て換氣を防げ炭酸量大に増多し衛生上の危害少からず故に開閉器は室外より調節するの裝置に變せられたし

余の試験せし暗室は中央監視場脇なる兩房舎の接觸部に在り室内は五角形をなし内に木造塗壁の不正八角形の小房あり房内に入るに廣さ漸く直立して兩臂を伸ぶるに足り扉を閉鎖すれば全く黑暗となり數十分靜座するも微光を漏射せず外音は通せず勢ひ正思觀念に傾かしめ能く懲罰の實を擧ぐるを得んも其既設換氣口は名のみにして實査するに換氣極めて微なるを以て此内に囚徒を收容したらんには彼の統計暗室上拘禁者に發狂者を多出せし所説に止まらず必ず健康を害すへきは火を賭るより明にして殊に此小室内に移動便器を入れ置かは之より發生

(五) 移轉期

新築監獄は何れも皆赤煉瓦を用ひ建造する如き而して煉瓦を以て築成するには先づ煉瓦に水を吸収せしめ之にセメントを水にて軟化せしめたるものにて附着接合せしむる故容易に乾燥せざると且つ下層のものは地中より水分を吸上し順次上部に及ぼすを以て短日月にては乾燥するものに非ず然るに戒護上の便宜のみを圖り此水分を充盈せる監房に囚徒を收容せば保健を害する原因となる就中房舎集合點たる中央監視場近位の各室は窓とても無く太陽の温及光を受くること極めて微々たり従て湿度頗る高く房内全面濕潤し赤、紫、青、藍の微にて被はるるに至り實に一見慄然たらしむ

以上記述せる所は皆な實査せる事實なるも固より

司獄に關する智識經驗も無く或は折衝する廉なしとせざるも然も經費に勞役に過大の注文にも非ざれば容議せられんことを希望す

○監獄衛生に就て

醫務所長 山東雄之助

- 一 監獄醫は毎年壹回監獄吏員の健康診斷を施行するの必要あり
- 一 看守教習生に衛生學之教授をなし衛生思想を養成せしむるを佳とす
- 一 看病夫に看護學を教授し其實地を演習せしむるの必要あるを認む
- 一 在監人の入浴は少くも夏期三日毎に壹回冬期は七日毎に壹回之を施行せしむるの外婦女には夏期毎日壹回冬期は三日毎に壹回坐浴を取らしむる必要あり

但し入浴日に相當する場合に此限りにあらず
一 監房及び在監者の居所は特に清潔にし蟲害を除き揮氣採光に注意する必要あり
一 監房には寒暖計及び濕度計を設備し室内の温度

- 一 及び濕氣を測定するを佳とす
- 一 理髮器は皮膚病傳染の媒介を爲すこと多きが故に適當の方法に依り消毒を施行したる後にあらざんば之を他のものに使用せしむることを得ざる必要あり
- 一 廁間及び便器は特に清潔を旨とし夏期には時々防臭藥を撒布するを佳とす
- 一 病監構内には醫務所、診療所、施術室等を設備するの外顯微鏡室の設備を要するの必要あり

○前橋監獄の種痘成績

醫務所長 渡邊義介

天然痘流行の徴あるや我が前橋監獄に於ては率先在監者及職員全般に對し種痘を行ひ今尙ほ引續き入監者に對し其都度施行しつゝあり左に成績の概況を紹介せん

○種痘人員 在監者に對しては一月三十一日先づ四十歳未満の男女七百〇一名に種痘を爲し越へて二月十八日更に四十歳以上の者四百二十八名に對し施行せり之を類別するは左の如し

四十歳未満 四十歳以上 計

男	女	男	女	計
善 感	一六九 六	一六九 七	二七六	
不 感	四九九 一三	二〇四 六	七三二	
放免不詳	一四 一	一七 一	三一	
計	六八二 一九	四一八 一〇	一一二九	

○善感と不感 前掲に依り善感と不感との歩合を見るに種痘人員百人中善感は三十三人即ち三分の一に當る更に年齢に依り區別するときは

種痘百人中善感の者

四十歳未満の者 二十五人
四十歳以上の者 四十九人

にして四十歳以上の者は四十歳未満の者に比し實に倍數を示せり、畢竟年老者は兎角種痘を等閑に付し去る結果にあらざるや尙茲に驚くべき一奇觀を呈したるは天然痘經過の者の中善感者多きこと是れなり

○天然痘經過者の善感 余大阪痘苗製造所に奉職中明治三十年末より翌三十一年に亘り各府縣とも天然痘の猖獗を極め其際同府下は勿論京都市へ出

張を命ぜられ爾後滋賀、奈良、和歌山、兵庫等の各縣へ出張し前後三ヶ年間種痘に従事せしに免疫の有効期間は種痘よりも天然痘の方遙に長く殆んど無限のものならんと思考したることありしに今や當在監者の種痘成績に出づれば恰も之に反對する現象を示せり之れ世人の注目を要すべきことならん但天然痘經過者に屬する種痘總員は四十歳未満二七、四十歳以上八十、なり

善感中の天然痘經過者

善感總數 善感中天然痘濟の者
四十歳未満の者 一七五
四十歳以上の者 二〇一

如上の狀況に依れば天然痘經過の者と雖も決して安心すること能はず寧ろ此際の天然痘濟の者に對しても一定の免疫期間を制定するの必要あるべきや大に研究すべき一問題ならん

○種痘に就て

松本分監 高島成次郎
三月協會雜誌に就て水戸監獄萩谷君の實驗せられ

たる種痘表を見るに甚だ精細にして大に益する所ありし然るに當分監に於て本年種痘者の感否表は其感染者の百分比全く水戸監獄のものと正反對の成績を示せりもとより只一年間即一回の調査にして加ふるに人員又た甚だ少なきを以て決して正確のものとは自ら信ぜずと雖ども全然反對の成績を見るに至りしは甚だ其理由の何れにあるかに迷ふものなり願はく大方諸君の實驗談及び原理等の説明を聞かんとを希望す

我分監の調査左の如し

種痘人員 二百六十三人
感 染 八十七人
不感染 百六十二人
不 詳 十四人
感否百分比例

種痘人員	不感染	感 染	感否百分比例
二十才未満	六	五	一六、七%
二十五才未満	二九	二三	二〇、七%
三十才未満	四四	三四	二二、七%

種痘に就て

○囚徒の服色に就て

石澤謹吾

石澤翁は監獄の老練家として内外に知らる、記者一日翁の寓居を訪ひ、囚徒の服色に對する意見を叩く、翁は病痼未た癒へざるに拘らす快く記者の請を容れらる、左に掲ぐるは翁の談話に依り其の概要を筆記したるものなれば文責素より記者にあり

囚徒の服色が赭色であるのは何れの時代から古き沿革は知りませんが私の記憶して居る所では松

平越中守即ち白河樂翁——此方は賢宰相て當時の人物中ても出藍の偉傑であつた、この樂翁公が御老中であつた時石川島の牢獄で囚徒に赭色の服を着せらるゝことにせられたのが始まりであります、石川島は寄場島々々と稱して居つた、罪を審判した上で、百鼓の上寄場島に遣すとか五十鼓の上寄場島へ遣すとか言渡したもので、百とか五十とか鼓いた上石川島の獄へ入れると云ふのである、マア都會の島流しです、……左様重い罪のは八丈島とか新島神津島とか云ふ伊豆の八島へ遠島申付けられたものです罪の輕いのが石川島の牢へ送られたので、此處へ行くと赭色の獄衣を着せられたものです、そうすね囚徒は五六百人居りましたらう、爾ふして此島で無爲徒食させらるゝのは宜しくないと云ふので作業を課することにした、作業の種類……マア作業は種々なものがありましたが、私も見たとがあるが私の見たのは菜種を搾つて油を製したり油紙を拵へたり竹で箒を作るのもあり手桶を作り機織をするのもあつて今日の作業と異りはないと云つて宜いてしよう、殊に菜種

から作る油は有名なもので他から買入に行く位でありました、そこで話が前へ戻りますが此の寄場島へ入ると赭色の獄衣を着せる勿論官給であります、ハア矢張牢内で織つて拵へるのです、それに入獄して初めの間は全部赭色のものです、が半年も経過すると作業勉勵の者には赭色の着衣に俗に水玉と云つて居つたが徑一寸位圓く處々に染抜くのです裳廻りの邊りへ水玉を染抜くので其水玉の多いのは行狀の著しく善良な者、行狀の善いのは従つて水玉が多くなると云ふ譯で之が今日の賞表であります、ところで此水玉の多い行狀の宜い囚人數名を今日の押丁とも見るべき十手を持つた獄吏が附添ふて監獄の日用品を買ひに出たもので本日本橋邊の魚市場とか青物市場へ來て買ふので勿論會計法や何やと矢筈敷法規のあるでもないから右て品物を左て現金を獄吏が拂ふと云ふ次第でありました。樂翁公の此の色を撰はんたのは逃走したとき發見し易きこと、染料の廉なること、久しきに耐ゆることが理由であつたように思ふ赭色は人が厭ふと論する人があるが厭ふから宜いので國法

を犯した者の被服を好むようでは大變で……鼠色にすると鐵の原素を用ひねはならぬから地質が損し易い又僧侶も着る黒色は見分けがつかぬ殊に社會一般が好て着るものフロックでも黒であるから之は避けねはならぬ、赭色は久しく因襲して來たもので寄場の時代から女子……學校へ通ふ女子は別として……は赭色に木目形の上覆を着た今日でも爾ふです其頃から吳服屋でも女の合羽を見せろと云へは赭色を出すに極つて居つた、が別に賤みもせぬ、同一の色でも女が着ると優美に見えて囚徒が着ると忌み嫌ふと云ふのは人の感覺で色其物には醜美の別はあるまい又別に何の害もないものを變へねはならぬ理由がない英國などは因襲し來つたものは少々害があつても容易に改めることはしないでありましよう赭色は皮膚病に罹つたことがある坯と云ふが赭色が其原因であると云ふ理由がない、赭色なれば逃走殊に北海道の外役では囚徒が逃けると看守は木登りをして上から見ると草の中に潜伏して居るのでも直に見付かる、或は羅紗にてもすれば格別、又は黄色の八丈

縞の色合にでもすれば宜いかも知れぬが木綿なれば現在の赭色に如くものはない之を改めると云ふのは全く好奇心から出たものであろう、各藩のは知らぬが江戸のは今述べた通りです、刑事被告人……これには別に服色はなかつたようです各自の衣類を着て居つたのでしよう、それから淺草に淺草溜と云ふのがあつた此處に罪人の病者を送つたものです、此の病者には今の刑事被告人の服色の如き色合の被服を被せて居つた、此處は罪人の病人を溜めて置いた所で、病氣でブラ／＼して居ると淺草溜へ遣つてしまへつと云つたものです、私の知つた沿革とても云ふのは此位のことです。エッ長岡の藩老の河井繼之助ハア其人も赭色の獄衣を囚徒に着せましたか、爾ふですか其れは知りませんが多分樂翁公の掟に倣つたのでしよう

○坪井典獄の教化方針

幼年懲治人を收容し感化教育を施しつゝある洲本分監に於ける練習船の成績は好良にして船術の進

歩頗る見るべきものあり放免者中練習一年未滿なるに拘らず小汽船の火夫長となりたる者すらあり將來有望の方法なりと認めらる坪井典獄が常に部下を督勵しつゝある幼年者教化指針は左の如しと云

吾人が教化する幼年者は家庭の冷淡、教育の欠乏、怠慢、放逸不規律、不清潔等の爲め今の境遇に陥りたるものなれば之を矯正するには此の諸種の缺點を補ふにあり之に接するは慈愛と親切とを旨とし吏員一同は彼が父兄たり又家庭教師たることを忘るへからず、彼等の惡習邪僻は惡ますして之を憐み其墮落したる原因に就き同情を以て救済すへし、陰鬱邪推は彼等心理の表影なり教師は光風霽月の心を以て之を導くへし、教師の叱咤聲は彼等を殺す兇器なり温和容和之を養育すへし、數百言の訓告よりも活模範を示すは感化上至大の効果あり教師の一非行は其功を一簣に缺くものと知るへし、

讀書は唯文字を記せしむるに非ず數學は唯計算を覺へしむるに非ず充分之を活用して其智徳を啓發せしむへし

作業は其性に適するものを撰み趣味を加へて熱達せしめ將來處世の基たらしむへし

課後習學體操は紀律を以て嚴肅に監督し精勵刻苦身體を練磨せしむるに在り

遊技放課の時は主として自由を與へ天真の性情を發揮暢叙せしめ荷も釋束すへからず

業 院 と し 他 を 矯 正 院 と す

授業院は十四歳以下にして放縱無頼なるか或は乞丐を爲し或は浮浪を事とせる者或は惡交ある者及び十二歳以下にして始めて禁錮其他の微罪に當るべき犯罪ありたる不良少年を收容し矯正院は犯罪行為ありたる十六歳以下の惡少年を收容す兩院共に純然たる私設に係り國家は之に對して唯認可を與へ監督權を有するに過ぎず

最近の調査に依れば英國(愛蘭蘇格蘭を除く)に於ける大小感化院の總數は二百七十四にして收容兒童は三萬六百十一人なり此等感化院の年々要する經費は五十五萬磅にして内矯正院の經費十五萬磅授業院の經費四十萬磅を要せり而して是に對する國庫の補助額は二十萬磅にして殘部は慈善家の寄付及扶養義務者の負擔の外地方團體の負擔とせり其國庫補助の感化生一人に對する金額は一週三志乃至六志なり斯く英國に在ては公設のもの絶て存せざるも經營者の熱誠能く事に當れる結果其成績却て見るべきものあり

以上の外英國には船舶内に於て不良少年の訓育を

勤勉は人生唯一の寶なり物に接し事に觸れ此習慣を養ふへし然れども怠慢の惡習ある者に對し俄に重き業を強ゆれば反つて嫌厭を生ず漸を逐ひ業を勵むに至らしむへし勤儉は處世の要義なり一片の紙一塊の土之れ金ならざるばなく一粒の粟一寸の布辛苦の汗ならざるばなし深く彼等の放逸を戒め其節約する所を知らしむへし秩序紀律は先づ言語動作より之を保維せしめ顧より微に及ばし以て心程に注入すへし清潔は身體衣服住所より始め心垢の洗淨を期せしむへし、彼等の意思は未だ堅實ならず宜しく古今の類例模範の來る所以を明示し善を見ては等しからんと思ひ惡を見ては自省せしむへし彼等を遇するに寛に失すれば怛れて増長し嚴に過くれば畏縮す寬嚴宜きを得心服する所あらしむへし

要は信義忠孝の大道に由りて耻を知り身を立て業を勵み君父の大恩を解せしむるを期するに在り

○歐米感化事業の概要

左に掲ぐる一篇は感化法改正案を言議する參考資料として内務省より審議に與れる議員に配付したるものにて各國感化事業の概要を知るに足れるを以て全文を採録することとせり

第一 英國に於ける感化制度

英國に於ける重なる感化院は分ちて二とす一を授

爲す感化船なるものあり又懶惰にして普通小學校に通學せざる者を懲戒的に短期間收容する警惰學校あり兒童を收容するには矯正院に在ては裁判所に於て之を決定し授業院等に在ては行政廳に於て之を審査す

英國感化院の收容手續

千八百九十三年矯正院法第一條に於ては十六歳未滿の者にして懲役又は禁錮の刑に處せらるべき罪を犯し有罪の判決を受けたるもの其の年齢十二歳以上にして且再犯に係るときは裁判所は其の職權を以て之を處罰するか又は處罰せずして三年以上五年以下の範圍に於て之を矯正院に收容することを得る旨を定む

前項の裁判所に屬する權限は蘇蘭に於ては行政廳の權限に屬す

千八百六十六年授業院法第十四條に於ては十四歳未滿の不良少年にして本法に依り處分の必要ありと認むるものは行政廳(蘇蘭に於ては州長官其代理者市長助役等を云ひ英蘭に於ては倫敦市長助役警察官吏其他の有給吏員を云ふ以下同

じ)に於て之を授業院に收容することを得る旨を定め

第十五條に於ては十二歳未満の者にして禁錮以下の刑に處せらるべき犯罪ありて特定の罪證なきも本法に依り處分の必要ありと認るときは行政廳は之を授業院に收容することを得る旨を定め第十六條に於ては十四歳未満の者にして其父母又は後見人が監督に堪ずとして本法に依り收容を出願したるときは行政廳は之を授業院に收容することを得る旨を定めたり

第二 普國に於ける感化制度

獨逸國に於る感化院の總數は約四百にして内百八十三箇所は普國の有する所なり今之を設立者の如何に依り區別すれば國立の者五箇所公立の者十五箇所私立百六十三箇所にして其收容人員は通て一萬餘人に上り特に家族に交付中の者千五百餘人を算す

普國全體が感化事業の爲め年々費す所の總額は五百萬「マルク」以上にして内國立感化院費は二十五萬「マルク」公私立の感化院に對する國庫の補

助費は百七十五萬「マルク」に及へり

普國に於ては六歳以上十二歳以下の者にして相當の理由あるものは之を感化教育に付することを得せしめしも千九百年七月新法律の發布に際し其年齡の範圍を擴張して十八歳以下となし年齡最下限の制限を削除せり而して其感化院に收容し感化教育に付せんとするには後見裁判所の決定を要することとせり感化教育は成年時期を以て終了するものとし後見裁判所に於て感化交付の決定を爲したるときは地方組合は之か教育實行の義務を有し尙時宜に依りては感化生を適當の家族若くは公立、寺立又は私立の感化院に交付することを得

普國感化院の收容に關する千九百年

七月の法律

感化教育に附することは後見裁判所の職權に屬す後見裁判所は其の職權若し申告に依り之を決するものにして後見裁判所の命令あるに非れば感化教育に附することを得ざるものとす那長市長町村長及警察署長は前項申告を爲すの權利及義務あるものとす

を與ふる前に於て兩親、法後見裁判所は其の法定代理人、町村長、僧侶、學校長又は教員(當該未成年者の通學したる學校)の意見を徴すべく其の職權調査の場合に於ては當該郡市長警察署長の意見を徴することを要す(第三條第四條)

後見裁判所は急迫の事情ある場合に限り前項の手續を経ず直に未成年者に對し假に感化交付を命ずることを得

此の假交付に依り生したる費用は其の確定交付の決定ありたる場合の外地方警察費を以て之を支辨す(第五條)

後見裁判所に於て兩親又は法定代理人の意見を徴せざる場合に於ては右の關係者は再審を求むるの權利あり(第六條)

本法に於て特別の規定を設けたる限は一般非訟事件手續の規定を適用することとし其の裁判事件に關する必要の費用は國庫の負擔に屬す(第七條及第八條)

第三 佛國に於ける感化制度

幼年犯罪者の内にも自から區別ありて罪の輕さも

のと重きものとあり又既に善惡正邪を辨別し得るものと得ざるものとあり若し彼等を同一感化院に收容するときは恰も幼年者を監獄に拘禁すると均しく感化の實績を擧ぐることはすして却て老獪なる犯罪者の教唆する所となり知らず識らず其害毒に感染して再び挽回すること能はざるに至るや言を俟たず依て刑法其他法律の定むる所に依り不良行爲の輕重に従ひ或は之を農業感化院に或は之を農業懲治場に或は之を感化學校に收容するは即ち之か爲なり猶ほ近來に至りては孤兒院制度を擴張して未だ刑法上の犯罪をなすに至らざる不良少年なるものを收容し以て犯罪を未發に防かんとするに至りたるは實に感化事業の一大進歩と謂はざるべからず

佛國刑法抄譯

第六十六條 被告人か十六歳以下にして辨別心なくして罪を犯せしものと決定せしときは其の場合に従ひ之を父母に引渡し判決に定めたる年數間之を矯正院に收容し同院に於て教養するものとす但其の年數は滿二十歳までとす

佛國幼年犯罪者の教養及保護に關する千八百五十年の法律摘要

第一條 重罪、輕罪、稅法違犯、若くは父母の懲戒に依り逮捕されたる男女の幼年者は未決監に拘禁中と懲治場に收容中とに拘らず道徳宗教及職業上の教育を受けるものとす

第三條 辨別心なく罪を犯せしを以て刑法第六十六條に基き免訴されたるも兩親に引渡されざる幼年者は感化學校に送らるゝものとす該犯罪者は嚴格なる規律に従ひ教養し農業及工業に服さしむ

六箇月以上二箇年以下の禁錮に處せられたる幼年犯罪者も亦農業感化院に送るものとす

最初三箇月間は幼年犯罪者を特別の區劃内に收容し座業に服さしむ

右の期限を經過したる後院長は幼年者の行狀に従ひ之を農業に服さしむるを得

第五條 農業感化院を別て公設若は私設とす

公設は政府の創立に係るものにして院長を置く私設は政府の許可を得て個人の創立管理するもの

所の農業懲治院を設置し左の者を收容教養するものとす

一 二箇年以上の禁錮に處せられたる幼年犯罪者

二 農業感化院に收容すべき幼年者なるも收容を許さるる宣告を受けたる幼年犯罪者

其宣告は院長の申立に依り内務大臣の認可を経る監督會議に於て申渡すものとす

佛國不良少年の教養に關する千九百

四年六月二十八日の法律

第一條 被救護兒女にして不規律の行爲あり若くは其性行不良なるか爲め家族に引渡すとを得

ざる者は府縣幼年者監視官の報告に基き府縣知事の決定に依り職業學校に收容せらるゝ者とす

農業若くは工業より成れる職業學校を分て府縣立若くは私立とす

慈善的團體及私人の設備に於て被救護兒女を收容せんと欲するときは其旨を内務大臣に請求し

其定款内規及建物の認可を受くへし

兒女の收容其監督府縣立若くは私立の設備に收容せられたる兒女に及職業上の教育並に

のを云ふ

第六條 個人若は團體にして本法公布後五箇年内に幼年犯罪者の爲め農業感化院を設立せんと欲する者は該設備の繪圖面定款及内規を差出し内務大臣の認可を受くへし

内務大臣は認可を受たる該設備と定數の幼年犯罪者の保護及教養に關する契約を結ぶを得へし五箇年を經過したる後幼年犯罪者の總數を個人の設備に收容するを得るときは國費を以て農業感化院を設立すへし

第七條 私立農業感化院は政府の認可を経たる院長之を管理す

第八條 各農業感化院には監督會議を置く其組織は左の如し

府縣知事の代表者 一名

當該宗教區内の「エグゼック」(僧官名)の指名したる僧侶 一名

府縣會の代表者 二名

郡の民事裁判所に於て互選したる判事一名第十條 佛國及アルゼリーに一箇所若くは數箇

退院後の兒女保護の方法は本法公布後一箇年内に細則を以て定むるものとす

第二條 略

第三條 府縣は本法第一條に定めたる被救護者を收容すべき設備をなさゝるときは三箇年以内に於て他府縣の設備又は内務大臣の認可を受けたる私立の設備と收容の契約をなすの義務あるものとす

數府縣は共同の費用を以て兒女の職業學校を維持することを得

備考

職業學校は英國の感化院なる授業院に該當す

第四 米國に於ける感化制度

米國の感化事業は之を英獨佛の感化事業と同一視し能はざるものあり蓋し米國にありては各州各其法律を異にするを以てなり最も進歩せる州にありては何れも皆之を州立として經營せり最近の報告に依れば不良兒童にして在院するもの其數二萬二千人之か經費五百三十八萬圓を要せり其不良兒童

を收容するには兒童裁判所なるものありて法廷を異にし特別の判事に依りて兒童の性及情狀を審査し或は之を家庭に置き或は之を感化院に收容す且其裁判は或は辯護士を置き或は辯護士を置かず傍聴をも禁す而かも監察官なるものありて委託せし兒童を巡視して其狀況を監査す

米國兒童裁判所制度要綱

兒童裁判所は各州自ら其の規を一にせず然れども大要共通の點を掲げんに

甲 兒童の爲に別に裁判所を設立すること
普通裁判所に引渡されたる兒童は悉く該裁判所に收容せられ其の組織としては

イ 特に兒童裁判官を置く

專任制と兼任制とあり其の任務としては裁判言渡をなすに止らず恰かも兒童の後見人たるか如く其の保護教導に勤めざる可らず

ロ 法廷を特設す

其位置建物全く普通裁判所と隔離するものと只開廷日を異にするのみなるものとあるも其の兒童に罪人たる觀念を抱かしめざる

丙 條件附放免

改後の情著しきものは假に放免して監察官をして之を監視せしめ若し感化の實蹟表はれるときは再び感化院に收容するなり

○再犯と改後の割 (廣島監獄のことをも)

廣島監獄にて三十六年以降出監者に就き再犯と改後の割合を調査したるに左の如しと報道し來れる

出 入	年	計
出 入	三 六 三 七 三 八 三 九 四 〇	
再 犯 者	四、五三三、四八四、〇〇三、六〇三、三三	一七五
改 心 者	一、八三八、一、七九一、一、七二一、二四〇	七二五
改 心 者	二、六五五、三、四五一、六六四、一、五二二、〇八五、七、四二	
百分比	再犯者四三、〇二五、七三六、四六四、三三三、四二七、七	
改心者	五六、九七四、二六六、五三七、三六六、六七	

又依之觀之再犯も漸次減少せり即ち三十六年に一千九百三十八人なりしも四十年に一千二百四十人となり即ち三割六分を減せり故に百人中五十八人は改後せる割合なりと

○新監獄法と臺灣の獄制

んとするは一なり
此趣旨を貫徹するか爲に傍聴は禁止せられ辯護人の如きも之を用ひず

ハ 別に裁判方法を定む

即ち裁判官は自ら豫審調査判決等輕重の別なく悉く之を掌る

ニ 監察官を置く

監察官は判決の執行官にして通常警察權を有す監視の方法は兒童の性質と境遇とに依りて適宜に定むるも其の最も普通なるは家庭訪問學校訪問近隣視察交友視察等にして監察官は其の結果を裁判官に報告し裁判官は之に依りて監察官に訓令す

乙 兒童監獄の廢止

兒童を警察に收容するも之を他の囚徒と隔離し又は裁判所に召喚する迄決して監獄に入るることなし

制裁としては裁判官は先づ兒童を感化院又は特種職業學校に送る旨を言渡し六箇月毎に其行狀と作業を調査し漸次に自由と與ふるなり

臺灣は内地と事情を異にするを以て全然新監獄法を適用すること能はざるべしと雖も大體は之に準據することゝなるべく若し然りとせば新監獄法に於て定めたる勞役場は如何にすべきや勞役場は罰金刑に處せられたる者が換刑處分として一定の勞務に服せしむべき規定なれば刑法と實施と共に當然律令を要すべし新監獄法に於ては勞役場は監獄に附設すとの規定あり内地監獄に於ても之を新築することは經費の許さるゝものあれば當分は獄監現在の建物を利用するゝとなるべきも臺灣に於ては現在の獄舎建物に於て利用すべき場所なきを以て勢ひ新築を要するゝとなるべしと豫想せらる

○監獄法施行規則の發表

獄監法の發布せられたるに伴ひ其細綱を包容せる施行規則を發布するの必要あり曩に監獄法の脱稿と同時に小河事務官の主査立案に係る施行細則案に就き此程來主務省に於ても審議を凝しつゝありしが一先づ結了したれば更に其案を立て審議決定する筈にて之が發布を見るは五月初旬又は中旬な

るべく其發布に先ち實務家の意見を徴するや否やと云ふに主務省にては其意思あるも七月の施行期に迫れると且つ曩に實務家の意見を徴したるにあれば旁今回は其運びに至らざるべしと想像せらる

○典獄會議の開催期

監獄法及監獄法施行規則の發布と共に諸種の諮問指示せらるゝ事項少からざることを以て典獄會議の急を認めつゝあり主務省にても準備を怠らざる趣なるが何分にも施行規則の發布を見るまでには尙多少の日子を要するものあれば之れが開催期は六月初旬なるべしと云

○小河事務官清國に招聘せらる

小河事務官は清國政府の招聘に應じ不日出發の筈なるが赴任の上は北京法律學堂の講座を擔任し傍ら監獄制度の刷新に力を盡すべしとの事なれば同國監獄の面目を改むるの日遠きに非るべし

○携帯乳兒哺育所設置

(岡山 角田竹治 稿)

石井典獄は當監に於ける携帯乳兒の比較的多數に

して殊に當地方は全國中慈善事業の本場として世間に認識せられ孤兒に不良少年乃至至死囚等に對する慈善的保護機關の設備あるに拘はらず此種の乳兒のみ聖代の餘澤を蒙らざるを憂ふるの餘り備作惠濟會に交渉するも同會は目下孤兒部の設備なきを以て之れか引取方を首肯するに至らず茲に於て典獄は曩きに當地山陽新報に向て社會より遺忘されし教育事業なる題下に携帯乳兒哺育の必要を一個の意見として發表せしに之か動機となり客月來岡山孤兒院と典獄との間に數次の交渉あり遂に議熟して同院は弓之町出張所附近に家屋を借受け之を哺育場に充て本月十三日始て乳兒の一人を引取りたるを以て典獄は左の感謝狀を該院に贈れり

感謝狀

博愛慈善を本領として立てる貴下は我監獄囚内に世間の慈眼愛賜より救ひ漏されたる可憐の女囚携帯乳兒あることを聞知し恰も已れ無辜縲紲の苦を嘗るか如きの想を爲し専心一意之か救護の一日も速かならんことを企圖せられ今回市内弓之町に於て適當なる教育所を設備し昨十三日を以て開始す

監獄協會記事

ると共に一名の乳兒を引取られ續て残り數名の者も不日將さに白日青天を見んとするの好運に會せり嗚呼彼等は固と無瑕玲瓏の嬰兒なり偶と生母犯罪の爲め他に適當の救護人なき理由の下に自由を拘束せる獄舎の生活を餘儀なくせしめ不憫不幸實に言辭に絶へたり茲に暖かなる同情と熱誠に因り廣大自由の天地に出て、鞠育愛撫を受け尙且つ生母乳汁の止息し出獄後困難を見んことを憂慮せられ朝夕生母に接見哺乳せしむる爲め特に教育所を弓之町に設定したるか如き注意周到寔とに吾意を得たり余司獄官たること殆んど十年常に女囚携帯乳兒の不幸を嘆するもの今や貴下が率先して好範を全國に垂れられたること猶ほ彼の孤兒院該立の美譽の如きものあることを喜ふと共に長く世間より遺忘せられたる彼等か同じく聖代の餘澤を此仁人に依て享有せるを想ひ衷心欣然として感謝の情禁する能はず聊か一言を呈して敬意を表す敬白

明治四十一年三月十四日 典獄石井光美

岡山孤兒院理事

石井十次殿

例により客月十五日日本會茶話會を開き午後二時より講演に移り小河博士の新監獄法の改正要點、有馬四郎氏の出獄人保護に就て、熊本監獄の清水慧澄の囚人處遇に就て一二の實驗、金澤監獄の加藤義雄氏の女監の設備に就て、市谷監獄の柳井善行氏の出獄人保護の失敗談等あり小河博士講演の要領は監獄法には特長と缺點あり未成年監の特設は特長にして勞役場附設の規定は缺點なり、精神病者、妊娠七月を経過したる者、分娩後一月を経過せざる者、重病にして刑の執行に因り生命を保持し難き虞ある者は特別の扱を爲すべく施行規則に規定せらるべし、監獄法に獨居拘禁の條項の前に規定を置きたるは獨居拘禁を原則とする旨趣なり又武器の使用權を認め、作業は刑法にては加辱的の意味あるも監獄法にては定役の文字を用ひず經濟衛生の旨義に適ひ感化教育的となれり、作業工錢を賞與金とし恩惠の意を明にしたること、作業に原因したる創傷に手當を給すること、病者に健康を保持する糧食を給すること、妊娠老衰者不具者は病者に準すること接見信書は特に必要の場

合親屬に非れば許さるるの制限を設けたること發受を許さるる信書の廢棄處分を規定したること、懲罰種類増加、刑事被告人に罰し得るの規定假出獄取締規則を監獄法に規定せること之が監督は保護の意味にて警察官署は監獄の意見を聽き監督を他に委託し得ること監獄の都合にて囚人を他の監獄に移したる爲め歸住地に歸る旅費の増加したるときは其増加額を給與し得ること其他二三新らしき規定を設くるに至れり云々、有馬氏は保護は或度合せて放任の態度を取るの必要あり餘りに干涉するよりは或場合に於て打捨て置く方却つて本人の依頼心を除却する結果を見る、保護の眞髓は獨立獨行の精神を養成するに在り故に放任としての依頼心を起さしめざるの必要あるを味ふべしとの實驗談あり加藤氏は何れの監獄にても男子の處遇男監の設備に重を置き女子の處遇、女監の設備に缺くる處あり恰も男子は主として女子は附屬物として厄介視せらるゝ觀ありとて注意を促す所あり清水氏は熊本監獄にては職員の養心會なるものを設け信仰を勧めつゝあり其信仰を更に在監者に及さんとしつゝあり囚人にも信仰のあるもの無きものと區別し信仰の兆ある者を選択し昇級せしむることを區別したるに大に見るべき結果を得たり又或惡漢は短慮にして粗暴訓戒制御も及ばざりしが之に

珠數を貸與へて若し短氣の起るときは汝の手にかけたる珠數を思出せ而して珠數にて手を摩擦すへし爾かせば短慮も思止まらんと佛陀の御心を説合めたるに爾來其の如く爲來りて犯行なし云々と實驗談を爲し柳井氏は冒頭先づ不日職を辭し閑地に静養せんとす別に臨み一言して置かんとて齊修會にて引取りたる出獄人に就き幾多の失敗談を引用し保護事業の至難なるを説き注意するところ多かりき當日の會同者左の如し

山田 虎一郎	駒澤 大超	山内 末吉	橋本 里清
田中 廣吉	貫井 半六	後藤 善太郎	高波 大政
高橋 榮太郎	丸山 盛三	寺川 春行	石尾 覺龍
古矢 喜助	肥後 信至	尾形 劉泉	高尾 正三
德宿 英太郎	木村 實鑑	竹尾 信	福田 喜三郎
七岡 豐藏	山田 稔藏	兒島 康	神崎 保之助
伊東 義一	町田 稻之助	三毛 康	廣田 正
小目 典四郎	湯口 最思	野瀬 猪馬介	山田 正
松岡 賢明	中島 温	原野 三郎	佐々木 正
加藤 義雄	清水 重藏	川島 常次郎	酒井 二
澤田 義雄	金谷 正三	島崎 常次郎	貝井 三
大武 正三	山本 重藏	橋本 常次郎	東田 三
渡邊 五作	前野 重藏	伊藤 常次郎	島田 三
遠藤 木之助	西村 重藏	河野 常次郎	馬田 三
内見 祐之助	高村 重藏	小川 常次郎	馬田 三
野見 祐之助	金村 重藏	河野 常次郎	馬田 三

第三項 囚人有罪ノ判決ヲ受ケタルトキハ其朋友ト信書ヲ以テ交通シ且ツ一回ノ接見ヲ許ス刑期四ヶ月ヲ經過シタル後ハ其行狀ト勤勉ト嘉スヘキモノアルトキハ其親屬及ヒ適當ノ朋友ト信書ヲ以テ往復シ且ツ監獄ニ於テ之レト接見スルコトヲ許ス此特典ハ刑期満了前一月ニ至ルマテ其善行ト勤勉トニ從ヒテ漸次増加スルモノトス 已決監獄ニ收容シタル時囚人ニ往信一次返信一次ヲ許ス 囚人一名ニ付三名以上同時ニ接見スルヲ許サス 以上ノ特典ハ懶惰又ハ不行狀若クハ監獄ノ規則ヲ破リタルトキハ何時ニテモ之レヲ褫奪ス

第四項 典獄ハ接見ヲ許可セラレタル囚人ニシテ其朋友ノ之レニ接見スルヲ得サリシトキ接見ニ代フルニ往信一次返信一次ヲ以テスルコトヲ許スヲ得又左ノ諸項ノ一ニ該當スル囚人ニハ特ニ往信一次返信一次ヲ許スコトヲ得

(イ) 近親ノ死亡シタルトキ

(ロ) 家業又ハ家族ノ件ニ付至急指圖ナスヘキトキ
ハ釋放セラレタル際其朋友ニヨリ職業ヲ得又ハ其扶助ヲ得ル準備ヲナストキ

第五項 典獄ハ囚人ノ信書ヲ往復スルヲ許サハルトキハ其囚人ニ關スル重要ノ事項ヲ何時ニテモ該囚人又ハハ朋友ニ通知スルコトヲ得

第六項 已決囚ノ關與スル民事上又ハ刑事上ノ法律事務手續ヲ行ヒ又已決囚ノ法律顧問トシテ法律事務ヲ善意ニ行フ牧師又ハ辯護士ハ其事務ニ關シ官吏ノ視界ニ於テ而モ聽取シ得サル距離ニ於テ該已決囚ニ接見スルコトヲ許ス

第七項 男囚ハ男官吏ノ立會ヲ以テ接見ヲ受ケ女囚ハ女官吏ノ立會ニテ接見ヲ受クルモノトス

第八項 緊急ノ場合ヲ除キ何人モ日曜日ニ囚人ニ接見スルヲ許サス

第六十八條

第一項 典獄ハ四人接見人ノ住所姓名ヲ尋ヌルコトヲ得 嫌疑ノ廉アル者ハ之ニ通身検査ヲ行ヒ又ハ男官吏ニ行ハシムルコトヲ得 接見女子ナルトキハ女官吏ヲシテ之レヲ行ハシム 通身検査ハ四人又ハ他ノ接見人ノ前ニテ之レヲ行フヘカラス 接見人検査ヲ拒ムトキハ典獄ハ其接見ヲ許可セサルコトヲ得 典獄ハ右事件ノ理由ヲ其詳細ト共ニ帳簿ニ記入スヘシ

第二項 囚人ニ接見センカ爲メニ監獄ニ來レル者ニシテ不正ノ目的ヲ以テ物品ヲ持込ミ又ハ持出シ若クハ其行爲監獄ニ於テ維持スヘキ紀律又ハ秩序ヲ妨害スル傾アリト認ムヘキ正當ノ理由アルトキハ典獄ハ其接見ヲ差止メ且ツ之レヲ監獄ノ外ニ置クコトヲ得此事實ハ典獄之レヲ正シク其帳簿ニ記錄シ又之レヲ監獄監督官ニ報告スヘシ

第六十九條 囚人ニ往復スル信書ハ典獄又ハ副典獄一々之レヲ檢閱スヘシ若シ其内容排斥スヘキモノナルトキハ之レヲ宛名人ニ渡サス又ハ排斥スヘキ個所ヲ任意ニ抹殺スヘシ

第七十條 典獄ハ前數條ノ定ムル所ニ從ヒ監獄ノ事務又ハ囚人ノ作業ニ差支ナキ限リ一切囚人間ノ交際又ハ通信ハ其指揮シタル方法ニ於テノミ行フヘキモノナルコトニ注意スヘシ 但シ談話ノ特典ヲ長期刑ノ囚人ニシテ品行正シク尙此特典ヲ希望シ且ツ之レヲ附與スルニ不當ナラスト認メタル者ニ對シ一定ノ日ニ於テ制限シタル時間正當ノ監督ノ下ニ善行ノ賞トシテ一定ノ時間ノ後之レヲ與フルコトヲ得

犯 則 懲 罰

第七十一條 懲罰又ハ特典褫奪ハ其何レノ種類タルヲ問ハス典獄又ハ其不在中之レカ代理ヲ命セラレタル官吏ノ外監獄ノ官吏ハ之レヲ囚人ニ科スルヲ得ス

第七十二條 左ノ各項ニ該當スル行爲アリタルトキハ監獄規律違犯ノ罪アルモノトス
一 典獄又ハ他ノ官吏ノ命令若クハ獄則ニ從ハサルトキ

二 監獄ノ官吏雇人又ハ接見人若クハ監獄又ハ作業ニ關聯シテ雇ハレタル者ニ無禮ノ行爲アリタルトキ

三 作業ニ懶惰不注意又ハ惰怠ナルトキ若クハ作業ヲ拒ミタルトキ

四 禮拜式祈禱式又ハ授業ニ許可ナクシテ缺席シタルトキ

五 禮拜式又ハ祈禱式ニ不敬ノ所爲アリタルトキ

六 冒瀆又ハ呪咀シ又ハ罵詈傲慢追脅其他不相應ノ言語ヲ用ヒタルトキ

七 言語行爲又ハ舉動ニ於テ無作法ナルトキ

八 他囚ヲ毆打シタルトキ

九 許可ナクシテ他囚ト談話シ又ハ交際スルトキ

十 放歌シ口笛ヲ吹キ又ハ無用ノ喧騒ヲナシ若クハ無用ノ擾亂ヲナシタルトキ

十一 許可ナクシテ自己ノ監房其他指定セラレタル區域若クハ役場ニ於ケル自己ノ坐席ヲ去リタルトキ

十二 如何ナル方法ヲ以テスルニ拘ラス監獄ノ何レノ個所ヲモ損傷シ又ハ破壊シ又ハ自己ニ近接スル物件ヲ損傷又ハ破壊シタルトキ

十三 不淨ヲナシタルトキ

十四 所持スルコトヲ許サ、ル物件ヲ自己ノ監房又ハ其使用スル場所ニ携帯スルトキ

十五 如何ナル物件タリト雖許可ナクシテ之レヲ囚人ニ與ヘ又ハ受取リタルトキ

十六 其他ノ方法ヲ以テ秩序及ヒ紀律ヲ犯シタルトキ

十七 前ニ掲ケタル事項ノ一ヲ爲サント企テタルトキ

第七十三條 典獄ハ監獄紀律ヲ犯シタリト確認スル者ニ通身検査ヲ行ヒ即時ニ判定シテ之レヲ處罰ス

ルコトヲ得

第七十四條 典獄ノ職權ヲ以テ處理シ得ヘキ犯罰ニ關シテハ典獄ハ左ノ如キ懲罰ヲ囚人ニ命スルコト

ヲ得

三日以内幽閉

不正ノ行爲アリタル者又ハ怠惰ナル者ニ對シテ三日以内第一食

(刪除)

(刪除)

上級ヨリ下級ニ貶スルコト又ハ三ヶ月以内進級ヲ停止スルコト

怠惰又ハ作業ヲ拒ム者ニ對シテ三日以内臥褥剝奪

十四日以内減刑ノ特典褫奪

第七十五條 囚人重犯則又ハ再犯則ヲナシ之レニ對シテ典獄ノ決定權内ノ懲罰不十分ト認メタルトキ

又ハ本條ニ記載シタル罪過ヲ犯シタルトキハ典獄ハ猶豫ナク之レヲ監獄監督官ニ報告スヘシ監獄

監督官ハ宣誓ノ上審査シタル後自己ニ報告セラレタル事項ニ關シテ裁決シ犯人ヲ罰スヘキ命令ヲ

下ス權能アリ前記ノ犯則トハ左ノ如シ

一 他ノ囚人ニ暴行ヲ加ヘシトキ

二 監獄ノ官吏又ハ雇人ニ極メテ忌シキ又ハ之レヲ凌辱シタル言語ヲ用ヒシトキ

三 故意ニ又ハ放埒ニ獄舍ノ窓ヲ破リ又ハ監獄ノ所有物ヲ破壞セシトキ

四 懲罰中故意ニ監獄ノ秩序及ヒ紀律ヲ妨害スル如キ擾亂ヲナセシトキ

五 其他非常手段ヲ以テ制壓スヘキ甚シキ不品行又ハ抵抗ヲナセシトキ

六 脱獄シ又ハ脱獄ヲ企テシトキ

第七十六條 監獄監督官ハ左ノ懲罰ヲ囚人ニ命スルコトヲ得

(イ) 二十八日以内幽閉

不品行及ヒ怠惰ノ者ニ對シ食制ニ關スル規則ニ定メタル間隙ヲ以テ四十二日以内第二食

(ハ) (刪除)

(ニ) 六ヶ月以内離監禁

(ホ) 減刑ノ特典又ハ其級ニ屬スル特典褫奪

第七十七條 囚人若シ左ノ二項ノ一ニ該當スル嫌疑アルトキハ典獄ハ猶豫ナク之レヲ監獄監督官ニ報

告スヘシ監獄監督官ハ巡視官團體員三名以上ヲ召集シ千八百九十八年發布ノ監獄條令第五章ニ規

定シタル所ニ從ヒ嫌疑ニ就キテ審議スルモノトス

一、暴動ヲ起シ又ハ暴動ヲ教唆シタルトキ

二、監獄ノ官吏又ハ雇人ニ甚シキ暴行ヲ加ヘタルトキ

第七十八條

第一項 巡視官團體又ハ其一名ハ懲罰ノ爲メニ監獄監督官ニ附與シタル一切ノ權能ト同一ノ權能ヲ

有ス

第二項 巡視官團體ハ又千八百九十八年發布ノ監獄條令第五章ニ規定シタル所ニ從ヒ答罰ヲ科スル

權能ヲ有ス

第三項 答罰ノ命令ヲ發シタルトキハ之レヲ發シタル有司ハ直ニ內務大臣ニ傳達センカ爲メニ證據

ノ手録及ヒ言渡並ニ其理由ノ報告書ヲ監獄監督官ニ差出スヘシ 此命令ハ內務大臣ノ認定ヲ經ル

マテ之レヲ施行スルヲ得ス

第七十九條 囚人ハ自己ニ對スル嫌疑及ヒ其證據ヲ聞キ一應其辯護ヲ機會ニ接スルマテハ之レヲ處罰

スルヲ得ス

第八十條 典獄ハ報告懲罰簿ニ自己又ハ巡視官團體ノ罰シタル犯罪ノ性質ヲ記述シ又犯人ノ姓名犯罪ノ日附及ヒ判定シタル懲罰ヲ附記スヘシ 此記錄ハ監獄監督官ニ差出シ毎週ノ終ニ其檢閲ヲ經ルモノトス

第八十一條 食罰隔離拘禁又ハ幽閉ハ囚人ノ其懲罰ヲ受クルニ適當ナル健康狀態ニアルコトヲ醫官ノ證明シタル後ニアラサレハ之レヲ執行スルヲ得ス

第八十二條 監獄内ニ於テ答罰ヲ行フトキハ典獄及ヒ醫官必ス之レニ立會フヘシ 醫官ハ健康ノ傷害ヲ豫防スル爲メニ必要ト認ムル命令ヲ與フヘク之ヲ實行スルハ典獄ノ職分ナリトス 又典獄ハ懲罰ヲ科シタル時間鞭撻毆打ヲ命シタル數及ヒ典獄又ハ醫官ノ此際與ヘタル命令ヲ懲罰簿ニ記入スヘシ

第八十三條 十八歳以上ノ囚人ニ科スル懲罰ハ九條鞭又ハ赤楊鞭ヲ以テ科シ十八歳以下ノ囚人ニアリテハ樺棒ヲ以テスヘシ刑具ハ何レノ場合ニアリテモ内務大臣ノ認可シタル模型ニヨルヘシ

第八十四條 十八歳以上ノ囚人ニ科スル鞭撻又ハ毆打ノ數ハ三十六ヲ超過スヘカラス 十八歳以下ノ囚人ニハ十八以下トス

第八十五條 答罰ニ對スル命令書ハ規定ノ方法ヲ以テ正シク記シ鞭撻又ハ毆打ノ數及ヒ之レヲ科スヘキ刑具ハ何レノ場合ニ於テモ必ス命令書ニ列記スヘシ

第八十六條

第一項 他人ヲ毆打シ又ハ毆打ヲ企テタル者若クハ脱獄シ又ハ脱獄ヲ企テタル者ハ監獄監督官ノ命令書ニヨリ之レニ特殊ノ獄衣ヲ着用セシメ六ヶ月ヲ經過セサル期間之レヲ足 鎖又ハ十字械ニ檢束スルコトヲ得

第二項

暴行又ハ抵抗ニ對シテハ若シ必要ナルトキハ典獄ハ二十四時間以内囚人ニ手錠ヲ施スコトヲ得 病弱ノ囚人ニアリテハ醫官ノ同意ヲ得テ體帶ヲ施スヲ得以上ノ檢束ヲ用ヒタルトキハ典獄ハ之レヲ其帳簿ニ記錄スヘシ

第三項 桎梏其他檢束ノ手段ハ内務大臣ノ認可シタル模型ト方法トニ依ルニアラサレハ之レヲ使用スヘカラス

監獄官吏

第八十七條

監獄ノ各官吏ハ内務大臣ノ任用スル間其職ニ在ルヘシ

第八十八條

官吏ハ囚人ト又ハ囚人ノ爲メニ金錢上其他ノ取引ヲナスヘカラス 又ハ私用ノ爲メニ囚人ヲ使役スヘカラス

第八十九條

官吏ハ直接又ハ間接ニ人ノ私利又ハ利益ノ爲メ又ハ獄則ニ反對シタル方法ヲ以テ其監視中ノ囚人ヲ使役セシムシムルヲ得ス

第九十條

監獄ノ官吏ハ囚人ニ物品ヲ賣却貸與シ又ハ賣却貸與スルヲ許シ若クハ其賣却貸與ニ利害ノ關係ヲ有スルヲ得ス

第九十一條

官吏ハ直接又ハ間接ニ監獄ノ差入ニ關スル契約ニ利害ノ關係ヲ有スルヲ得ス 又何等ノ名義ヲ以テスルモ直接又ハ間接ニ受負人又ハ監獄ノ受負ニ入札スル者若クハ監獄ノ事務ニ關聯シタル事項ニ關係ヲ有スル者ヨリ給料謝儀又ハ贈物ヲ受クルヲ得ス

第九十二條

監獄ノ官吏ハ何時ニテモ又如何ナル名義ヲ以テスルニ拘ラス接見人ヲ監獄ニ入ル、ヲ許シ又ハ囚人ニ接見ヲ許シタルカ爲メ又ハ囚人ヨリ若クハ囚人ノ爲メ一切ノ金錢給料又謝ハ儀ヲ受クルコトヲ得ス

第九十三條

女囚ハ何レノ場合ニ於テモ女官吏之レニ附添フヘシ男官吏ハ職務ノ爲メ又ハ女官吏ノ同

伴スルニアラサレハ女囚ニ充テタル監獄又ハ監獄ノ區域ニ入ルコトヲ得ス

第九十四條 凡ソ監獄ノ官吏ハ獄則ニ基キ典獄ノ命令ニ服従スヘシ又下級官吏ハ監獄監督官ノ認可ヲ經テ典獄ノ指定シタル職務ヲ執行スヘシ而シテ下級官吏ノ職務ハ各自其保管スル手帖ニ之レヲ記入スヘキモノトス

第九十五條 官吏ハ典獄ノ許可ヲ得スシテ監獄ノ外ニ在ルヘカラス囚人ノ戒護ヲ安固ニスルニハ最モ注意スルヲ要シ監獄ノ鑰匙ハ一切之レヲ門外ニ持出スコトヲ得ス

第九十六條

第一項 下級官又ハ典獄ノ許可ナクシテ接見人ヲ監獄ノ内ニ入ルハ得ス

第二項 下級官吏ハ屢次監房臥具錠門等ノ狀況ヲ點檢シ一切ノ禁制物件ヲ押收シテ之レヲ直ニ典獄ニ渡スヘシ

第九十七條

第一項 官吏ハ各自之レニ充テラレタル屋舎ニ住スヘシ

第二項 官吏若シ解職罷免セラレ又ハ辭職シタルトキハ直ニ其住シタル屋舎ヲ退去スヘク屋舎ニ住スル官吏ハ何時ニテモ要求セラレタルトキハ之レヲ明渡スヘシ官吏ノ死亡シタルトキハ家族ハ要求セラレタルトキ其屋舎ヲ退去スヘシ

第三項 官舎ニ住スル官吏ハ其内ニ店舗ヲ開キ學校ヲ設ケ又ハ貸間ヲナスヘカラス又下級官吏ハ典獄ノ許可ナクシテ其屋舎ニ家族ノ一定ノ人員以外ノ者ヲ夜間宿泊セシムルヲ得ス其許可ハ典獄之レヲ其帳簿ニ記錄スヘシ

第九十八條 門衛ヲ勤ムル官吏ハ監獄ニ持込ミ又ハ持出ス一切ノ物件ヲ點檢スヘシ酒類其他ノ禁止物件ヲ監獄ニ持込ミ又ハ監獄ノ所有財産ヲ持出ス疑アル者ハ之レヲ差止ムルコトヲ得而シテ直

ニ之レカ報知ヲ典獄ニナスヘシ

第九十九條 囚人ヲ遇スルニ親切ト仁愛トヲ以テシ其情願又ハ情苦ヲ聞キ之レヲ報告スルト同時ニ秩序及ヒ紀律ヲ維持スルニ勉メ強ヒテ監獄ノ規則及ヒ紀律ヲ十分ニ遵奉セシメントスルハ官吏タルモノハ職分ナリトス犯罪人ヲ改悛反省セシメントスル監獄ノ大目的ハ常ニ官吏ノ忘ルヘカラス所自ラ其職務ヲ誠心誠意ヲ以テ執行シ而モ峻嚴ニ失スルコトナク以テ囚人ニ道德上ノ感化ヲ得セシメント力ムヘシ又官吏ハ特ニ瑣事ニ於テモ信實ト忠直トヲ一齊ニ敬重シ其例ニ依リテ囚人ヲ本心ニ立歸ラシメ道德上義務ノ觀念ヲ高メシムルニ盡力スヘシ

第一百條 官吏ハ囚人中典獄ニ接見セント請ヒ又ハ典獄若クハ特別ノ官憲ニ情願ヲナシ又ハ要求ヲナサント請フ者アルトキハ猶豫ナク之レヲ典獄ニ通知スヘシ

第一百一條 囚人中譬令自ラ情願セサルモ健康ヲ害セルモノ、如ク又其精神狀態特別ノ注意ト戒心トヲ要スト思料スル者アルトキハ醫官ノ忠告ト敎示トヲ得セシメンカ爲メニ之レヲ典獄ニ注意セシムルハ官吏各自ノ職分ナリトス

第一百二條

第一項 官吏ハ常ニ囚人ノ種々ナル行動及ヒ其役業ヲ嚴格注視シ之レニ必要ノ指揮ヲ與ヘ以テ囚人ノ勤勉ヲ助長シ囚人ノ間ニ秩序ト靜肅トヲ維持シ又其脫獄ヲ防止スルニ最モ敏活慎重ナルヲ要ス

第二項 官吏ハ其監視ノ下ニアル囚人ノ性格習慣及ヒ勤惰ヲ細密ニ觀察シ以テ慎重ニ且ツ公平ニ命セラレタル記錄ヲナシ常ニ此種ノ題目ニ關スル通知ヲ遲滯ナク其上官ニ致スヘシ

第一百三條

第一項 官吏ハ自衛ノ爲メニアラサレハ囚人ヲ毆打スルヲ得ス

第二項 囚人ニ腕力ヲ用フル必要アルトキハ之レヲ用フルニ必要ナル以上ノ腕力ヲ加フヘカラス

第三項 官吏ハ典獄ノ命令ニヨルニアラサレハ如何ナル種類ノ懲罰又ハ特典褫奪ト雖之レヲ囚人ニ科スルヲ得ス

第四百條 官吏ハ何等ノ辨解ヲ以テスルモ私愛又ハ誤レル親切ノ觀念ニ依リ不行狀又ハ故意ニ命令ニ服從セサル者ニ就キ典獄其他ノ上官ニ報告スヘキ事件ヲ等閑ニ附スルヲ得ス

第二百五條

第一項 官吏ハ自己又ハ監獄ノ官吏雇人ニ對シテ昵近スルヲ許スヘカラス 又其職務ニ關シ又ハ紀律若クハ監獄設備ノ事項ニ關シテハ決シテ之レヲ囚人ノ聽取シ得ル距離内ニ於テ語ルヘカラス

第二項 官吏ハ必要ナキコトヲ囚人ニ語り又ハ言語舉動又ハ動作ヲ以テ囚人ヲ刺激セシムル如キコトヲ爲スヘカラス

第三項 官吏ハ特ニ典獄ヨリ權能ヲ附與シタルニアラサレハ囚人ノ朋友又ハ親屬ト通信シ又ハ交際スルコトヲ得ス

第二百六條

第一項 官吏ハ許可ナクシテ何人トモ監獄又ハ囚人ニ關スル通信ヲナスヘカラス 又官廳若クハ自己ノ職務又ハ監獄ニ關聯シタル通信ヲ許可ナクシテ公刊新聞ニナスコトヲ得ス 許可ナクシテ官吏ノ通信スルニ於テハ之レヲ信任ノ毀損ト見做シ罷免セラルヘキニ至ルヘシ

第二項 官吏ハ內務大臣ノ決裁ヲ經スシテ監獄部内ニ關スル事項ニ就キテ書冊ヲ公刊スルヲ得ス

第二百七條 官吏ハ其職務ニ關スル規則及ヒ命令ノ悉ク漏洩シタルトキハ其責ニ任スヘキモノトシ又官吏ハ何レノ點ニ於テモ典獄ノ命令ヲ嚴格ニ遵守シ且ツ之レニ服役スヘク典獄ヲ助ケテ囚人間ニ命令及ヒ規律ノ勵行ヲ維持スヘシ

第二百八條 官吏ハ巡視官ヲ遇スルニ最上ノ禮儀ト敬意トヲ以テスヘク又其上官ニハ常ニ敬意ヲ以テ對スヘシ 官吏ハ又政府諸官省ノ有司ニ敬意ヲ拂ヒ職務上之レト協力スヘキ者ニハ相當ノ援助ヲナスヲ要ス但シ之レヲ爲スニ監獄ノ規則及規定又ハ監獄當局ヨリ受ケタル特別ノ命令ヲ等閑視セサルヤウ注意スヘシ

第二百九條

官吏ハ自己ニ影響スル決定ニ對シテ上訴ヲナサント欲シ又ハ上級長憲ニ提出セシムコトヲ望ム事項アルトキハ無用ノ躊躇ヲナスコトナク其情願ヲ典獄ニ陳ヘ監獄監督官ノ考慮ニ訴フヘシ

第三百十條 失行ニヨリテ停職ヲ命セラレタル官吏ハ直ニ其鑰匙ヲ置キテ監獄ヲ退去スヘシ 但シ別ニ指揮アルマテハ爾後日々典獄ノ指定シタル時刻ニ出頭スヘキモノトス

第三百十一條 官吏ハ典獄之レヲ決定シ監獄監督官之レヲ認可シタル時間及ヒ場所ノ外監獄ノ牆壁内ニ於テ煙草又ハ酒類ヲ用フルヲ得ス

第三百十二條 官吏若シ命令ニ背キテ囚人ニ又ハ囚人ノ爲メニ金錢衣服食料煙草信書紙類其他ノ物品ヲ持込ミ持出シ又ハ持込ミ持出サント力メ若クハ故意ニ持込ミ持出サシメタルトキハ其監獄ノ典獄ハ直ニ之レニ停職ヲ命スヘシ又犯罪行為ハ之レヲ監獄監督官ニ報告スヘキモノトス

第三百十三條 官吏ハ若シ契約ノ條件之レヲ許ストキハ自己及ヒ其家族ノ使用ニ供スル爲メ契約ノ價格ヲ以テ受負人ヨリ食料ヲ購買スルコトヲ得

典獄

第一百四條 典獄ハ之レニ充テラレタル家屋ニ居住スヘシ

第一百五條 典獄ハ監獄ニ關スル法律及ヒ獄則ヲ嚴守シ部下ヲシテ之レヲ適當ニ遵奉セシムヘシ 典獄ハ監獄官吏ノ行動ヲ觀察シ各員ニ其職務ノ正當ナル執行ヲ勵行スヘシ 又下級官吏ニ對シテハ監獄ノ官吏又ハ囚人ノ爲メニ私用ニ雇ハルヲ禁スヘシ

第一百十六條 典獄ハ下級官吏ニ失行アルトキハ之レヲ停職スルコトヲ得 其委曲ハ猶豫ナク之レヲ監

獄監督官ニ報告スヘシ

第百十七條

第一項 典獄ハ日々監獄ノ墻壁監房圍内及ヒ各區ヲ檢察シ 又バン燒場厨房役場及ヒ囚人ノ懲罰又ハ特別紀律ヲ受ケ又ハ犯則ノ嫌疑ヲ受ケタル者ノ居房其他ノ場所ヲモ臨檢監察スヘシ 尙爲シ得ル限り少クモ二十四時間ニ一回囚人ヲ一々巡視スヘシ 日々囚人ノ公共作業ニ服役中ノレヲ巡視シ其勤惰ヲ檢シ作業ノ配當ニ關スル命令悉ク正當ニ勵行セラル、ヤ否ヤヲ視察スヘシ 此日々ノ臨檢監察ヲ缺キタルトキ典獄ハ其之レヲ省略シタル程度及ヒ之レカ事由ヲ其帳簿ニ陳述スヘシ

第二項 女囚ヲ收容シタル監獄ヲ巡見スルトキハ典獄ハ女官吏ヲ同伴スヘキモノトス

第百十八條 典獄ハ囚人ノ脱獄ヲ防止スルニ用意周到ナルヘク又官吏ノ此點ニ於テ克ク其職務及ヒ職責ニ訓練セラレ且ツ其職務及ヒ職責ヲ盡スニ於テ警戒怠ラサルヤ否ヤヲ注意スヘシ

第百十九條 典獄ハ朝夕二回監獄ノ開門及ヒ閉門ノ際其監守スル囚人ノ作業ニ出テ又作業ヨリ歸ルトキ其他必要ノアリタル時一々其總員ヲ調査シタル報告ヲ徵スヘシ

第百二十條 典獄ハ定刻ニ於テ諸門閉鎖セラレ監獄ノ鑰匙悉ク規定ノ場所又ハ職權ヲ有スル官吏ノ手ニ保管セラル、ヤ否ヤヲ確メ監獄ノ鑰匙ヲ門外ニ持出スヲ嚴禁スヘシ

第百二十一條 典獄及ヒ典獄代理ハ各自少クモ一週一回夜間不時ニ監獄ノ各部ヲ巡視スヘシ 巡視シタルトキハ其時間及ヒ當時監獄ノ狀況ト共ニ典獄之レヲ其日誌ニ錄スヘシ

第百二十二條 典獄若シ規定セラレタル何レノ職務又ハ課程タリトモ之レヲ執行スルヲ略シタルトキハ其事由ト共ニ之レヲ其帳簿ニ錄スヘシ

百二十三條

第一項 典獄ハ内務大臣ノ認可ヲ經タル囚人ノ待遇及ヒ行狀ニ關スル規定ノ綱領ヲ監獄食制ノ寫(平易ナル文字ニテ印刷シタル)ト共ニ監房ニ一々貼布セシムヘシ 又囚人ノ入監後二十四時以內ニ熟知シ得サル者ニ對シテハ一々之レヲ讀ミ聞カセ又ハ讀ミ聞カサシムヘシ

第二項 典獄ハ囚人ノ入監後可成速ニ之レヲ接見シ其遵奉スヘキ規則及ヒ勤勉ト善行トエヨリテ得ヘキ特典並ニ怠惰不行狀ノ結果ニ就キテ了解シタルヤ否ヤヲ確ムヘシ

第百二十四條

第一項 典獄ハ囚人中精神又ハ身體ノ狀態特ニ注意ヲ要スト思料スル者アルトキハ猶豫ナク醫官ノ注意ヲ促シ囚人ノ紀律又ハ處遇ノ變更ニ關スル醫官ノ指揮書ヲ實施スヘシ

第二項 典獄ハ官吏又ハ囚人ノ疾病ヲ猶豫ナク醫官ニ通知シ又日々監獄ニ於テ報告セラル、疾病囚人ノ名簿ヲ之ニ供給スヘシ

第百二十五條 典獄ハ日々教誨師及ヒ醫官ニ懲罰ニ付セラレタル囚人ノ名簿ヲ供給スヘシ

第百二十六條 典獄ハ日々病舎ヲ臨檢シ舍内ノ病囚ヲ接見シ病囚ノ監視ニ適當ナル設備アルヤ否ヤ又病囚ニ關シテ規定シタル治療法ニ反セサル限り紀律ノ維持セラル、ヤ否ヤヲ注意スヘシ典獄ハ又常ニ官吏ニ助力ヲ與ヘテ其職務ヲ遂行セシムルヲ要ス

第百二十七條 囚人ノ死亡シタルトキハ典獄ハ直ニ之レヲ裁判權ヲ有スル檢屍官ニ通知シ又巡視官監獄監督官團體及ヒ死亡者ノ近親ニシテ通知シ得ヘキ者ニ之レヲ通知スヘシ

第百二十八條

第一項 典獄ハ監獄ノ官吏囚人又ハ監獄用トシテ物品供給ノ契約ヲナセル者其監視中ニ死亡シタル囚人ノ身體ニ關シテ行ハル、審問ニ於テ陪審員トナラサル様注意スヘシ

第二項 典獄ハ囚人ノ身體ニ關シテ行ハレントスル審問ニ於テ其證據ヲ提出セントスル囚人アルト

キハ其姓名ヲ檢屍官ニ告クヘシ

第三項 典獄ハ囚人ニ關スル審問ニ付陪審官ノ判定其他審問ニ於テ生シタル委曲ヲ監獄監督官ニ報告スヘシ

第二百二十九條 典獄ハ囚人中ニ發狂者又ハ類似發狂者アルトキハ醫官ノ意見ニヨリ引續キ入監スルトキハ囚人生命覺束ナク又ハ病囚ニシテ其刑期期中生命覺束ナク若クハ全然且ツ永久ニ監獄紀律ニ不適ト認メタルトキ又ハ囚人ノ精神狀態久シク入監シタルカ爲メニ損傷ヲ受ケ又ハ衰弱シタリト信スル理由アルトキ猶豫ナク之レヲ監獄監督官ニ報告スヘシ

第三百十條

第一項 典獄ハ時々規定セラレタル帳簿及ヒ記錄ヲ保管スヘク之レニ對シテ責任アルモノトス

第二項 典獄ハ典獄命令簿ト名クル帳簿ニ監獄ノ管理及ヒ規律ニ關スル一切ノ命令ヲ記入スヘク又此等ノ命令ハ各之レヲ當該官吏ニ傳ヘシムヘシ

第三百十一條 典獄ハ官吏ノ行狀ニ關スル規定ノ記錄ヲナスヘシ下級官吏及ヒ雇人ニシテ職務ヲ怠リ其他獄則ニ違犯シタル者ニ對シテハ五志カ超過セサル科料ヲ命スルコトヲ得 但シ科料ハ監獄監督官ノ指定シタル所ニ從テ之レヲ適用スヘキモノトス

第三百十二條

第一項 典獄ハ止ムヲ得サルトキノ外監獄監督官ヨリ文書ヲ以テ許可スルニアラサレハ終夜監獄ノ外ニ在ル得ス 止ムヲ得サル事情ニヨリテ終夜外出シ其許可ヲ得ル暇アラサリシトキハ直ニ之レヲ其事由ト共ニ監獄監督官ニ申告シ又其帳簿ニ錄スヘシ 外出ノ許可ヲ得タルトキモ亦之レヲ其許可證ト共ニ其帳簿ニ記入スヘシ 何時ニテモ監獄ヲ去ルニ當リ豫メ之レカ監視ヲ典獄代理又ハ代理ヲ勤ムル官吏ニ委付スヘシ

第二項

典獄監獄ニ在ラサルトキハ典獄代理ハ一切ノ其職務ヲ行フヘシ 此場合ニ於テ典獄代理ハ典獄ノ行フヘキ何レノ職務タリトモ之レヲ行フ資格ヲ有スル者ナルヲ要ス

第三項

事情ニヨリ典獄典獄代理共ニ不在ナルトキハ監獄ノ監視ハ之レヲ看守長又ハ首席看守ニ委付スヘク引續ハ之レヲ正規ノ如クシ 正規ノ引續ヲナサハルニ於テハ看守長又ハ首席看守ニ委

實際典獄及ヒ典獄代理ノ監獄ニ在ラサルコトヲ知ルト雖監視ノ懈怠ニ對シ罪ナキモノトス

第三百十三條 典獄ハ若シ契約ノ條件之レヲ許ストキハ其家族ノ使用ニ供スルタメ受負人ヨリ契約ノ價格ヲ以テ物品ヲ購買スルコトヲ得

但シ家族ノ外自己及ヒ他人ノ使用ニ供スル爲メ監獄ニ差入ル、商人ト何等ノ取引ヲモナスコトヲ得ス

第三百十四條

第一項

典獄ハ凡ソ囚人ノ作業ハ最モ公共ニ益センカ爲メニ之レヲ利用スヘキモノナルコトヲ注意シ私用ハ如何ナル事ト雖トモ自己又ハ監獄ノ官吏ノ爲メニ囚人ヲ雇ヒ又ハ雇ハシムルヲ得ス

第二項

典獄ハ囚人ニ有利ナル役業及ヒ其職業上ノ練習ヲ進歩發達セシムヘシ

第三百十五條

典獄ハ囚人ノ彼此同一ナルコトヲ見届クルニ於テ十分ノ助力ヲ與フヘク此目的ヲ以テ他監ノ典獄及ヒ警官ニ對シ其權限内ニ於テノ便宜ヲ與フヘキモノトス

第三百十六條

第一項 典獄ハ特別ノ場合ヲ除キ夜間門扉ヲ鎖シタル後又ハ翌朝開門時限前ニ於テ職權ヲ以テシ來獄スル官吏以外ノ者ノ監獄ヲ出入スルヲ許スヘカラス 特別ノ場合ニアリテハ之レヲ其帳簿ニ記入スヘシ

第二項

特別ノ事情アルトキ又ハ其ノ訓令ニヨル外典獄ハ高等法院ノ判事及ヒ所轄僧正以外ノ者

ノ内務大臣又ハ監獄監督官ノ命令書ナクシテ監獄ニ入り又ハ囚人ト交通スルヲ許スコトヲ得
ス

第三項 典獄ハ監獄ニ出入スル一切ノ人及ヒ車輛ヲ點檢スルコトヲ得 其點檢ヲ拒ム者ハ之レヲ放
逐スルコトヲ得

第四項 典獄ハ監獄又ハ囚人ノ訪問者ニシテ其行爲不相當ノ者アルトキハ之レヲ監獄外ニ送致スル
コトヲ得 此場合ニアリテハ之レヲ其帳簿ニ錄スヘシ

第三百三十七條 典獄ハ囚人ニシテ生命危篤ナル者若クハ精神又ハ身軀ノ健康狀態注意ヲ要スト思料ス
ルトキハ之レヲ教誨師又ハ監獄牧師及ヒ醫官ニ警告スヘシ

第三百三十八條

第一項 典獄ハ囚人ノ紀律又ハ處遇ノ變更若クハ醫療上囚人ニ給スヘキ附加物件ニ關スル醫官ノ勸
告書ヲ厲行スヘシ

第二項 典獄ハ惡疾傳染病又ハ精神病ニ罹リ又ハ罹レリト認メラルル囚人ヲ他囚ト別異スルコトニ
付キ醫官ノ勸告書ヲ勵行シ速カニ傳染病又ハ惡疾ノ蔓延ヲ豫防スルニ必要ナル手段ヲ取ルヘシ

第三百三十九條 醫官ノ意見ニヨリ囚人ノ疾病危篤ニ陥リタリト認メタルトキハ典獄ハ都合ニヨリ何時
ニテモ之レヲ囚人ノ親屬ニ通知スヘシ

第四百十條 典獄ハ監獄ノ換氣排水及ヒ衛生ノ狀態ニ注意シ之レヲ完備スルニ必要ナル方法ヲ講スヘ
シ

第四百十一條 典獄ハ火災ニ對シテ相當ノ豫防法行ハル、ヤ否ヤ消防ニ關スル消火機關其他ノ用具常
ニ整頓シ且ツ使用ノ準備ヲナセルヤ否ヲ注意スヘシ又出火ノ際取ルヘキ手段ニ關シテ訓令ヲ發セ
ラレタルヤ否之レニ關係アル官吏ハ此場合ニ於ケル其職務ヲ知悉セルヤ否ヲ注意スヘキモノトス

警察監獄學校監獄科第一期卒業久木田蘇平

君病氣之處藥石効なく去三月二十三日死去

被致候此段生前辱知諸君へ謹告仕候

追而香華料寄贈の向は小生まで御送付被下度申添候

明治四十一年四月

鹿兒島監獄

久保直一

會費送附方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

明治四十一年四月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
印刷人 磯村政富
發行所 東京市日本橋區本銀町一丁目七番地
印刷所 三秀舍
賣捌所 東京書院支店